

羽曳野市 男女共同参画プラン (素案)

平成 19 (2007) 年 3 月

羽 曳 野 市

目 次

第1章 プラン策定の背景	1
1. 世界の動向	1
2. 国の動向	1
3. 大阪府の動向	2
4. 羽曳野市の動向	2
第2章 プランの基本的な考え方	4
第3章 プランの概要	6
1. プランの位置づけ	6
2. プランの期間	6
3. プランの体系	7
第4章 プランの内容	9
基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり	9
基本課題1 男女共同参画に向けた慣行等の見直しと広報・啓発活動の展開	9
基本課題2 男女共同参画に向けた教育・学習の充実	13
基本課題3 男女間のあらゆる暴力の根絶	17
基本課題4 メディアにおける人権の尊重	20
基本目標B あらゆる分野での男女共同参画の推進	22
基本課題1 政策・方針決定の場への参画の推進	22
基本課題2 働く場での男女共同参画の推進	26
基本課題3 家庭生活での男女共同参画の推進	32
基本課題4 地域社会での男女共同参画の推進	38
基本目標C すべての男女が安心して暮らせる社会づくり	40
基本課題1 生涯にわたる健康の保持・増進	40
基本課題2 年齢・障害の有無に関わらずすべての男女が安心して暮らせる環境づくり	43
基本課題3 国際社会への参加・交流	47
第5章 プランの効果的な推進に向けて	49
1. 庁内における推進体制の整備	49
2. 市民とのパートナーシップの形成	49
3. 国、大阪府、関連機関との連携	49

用語解説	51
------	----

資料編	55
-----	----

1. 羽曳野市男女共同参画推進懇話会における審議経過	55
2. 羽曳野市男女共同参画推進懇話会委員名簿	56
3. 羽曳野市男女共同参画推進懇話会要綱	57

第1章 プラン策定の背景

1. 世界の動向

国際連合は、昭和50（1975）年を「国際婦人年」とし、それに続く10年を「国際婦人の10年」と定めました。これを契機として各国で、女性の地位向上をめざす取り組みが進められました。

昭和55（1980）年には、コペンハーゲンで開かれた世界女性会議において、「女子差別撤廃条約^{*}」に日本を含む57 カ国が署名をし、各国において批准に向けて国内法などの整備が行われました。

昭和 60（1985）年のナイロビでの世界会議において 10 年間の評価を行い、成果をさらに継続させるための「ナイロビ将来戦略^{*}」が採択されました。

平成 7（1995）年には、北京で開かれた世界女性会議において、「ナイロビ将来戦略^{*}」の見直しと重大問題領域における女性のエンパワーメント^{*}についての課題として「北京宣言及び行動綱領^{*}」が採択されました。さらに、平成 12（2000）年にニューヨークで開かれた国連特別総会「女性 2000 年会議」では、夫・恋人等からの暴力に関する立法や適切な仕組みの強化等、女性に対する暴力に関する多くの取り組みが提案されました。

2. 国の動向

国においては、昭和 52（1977）年に初の「国内行動計画」が策定され、以後、国際連合を中心とした国際的な動きを受けて、男女間の差別撤廃に向けた取り組みが進められてきました。そして、昭和 60（1985）年に「女子差別撤廃条約^{*}」、平成 7（1995）年に「家庭的責任を有する労働者条約（ILO156 号条約）^{*}」が批准されました。

平成 11（1999）年には、男女共同参画社会の実現をわが国の社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進していくことを目的とした「男女共同参画社会基本法^{*}」が公布・施行されました。

平成 12（2000）年には、「男女共同参画社会基本法^{*}」に基づき「男女共同参画基本計画^{*}」が策定され、平成 17（2005）年、国内外のさまざまな状況の変化に伴い、これまでの男女共同参画に関する取り組みを評価・総括し、「男女共同参画計画（第 2 次）^{*}」が策定されました。

3. 大阪府の動向

大阪府においては、昭和56（1981）年に第1期行動計画「女性の自立と参加を進める大阪府行動計画」の策定をはじめとして、昭和61（1986）年には「女性の地位向上のための大阪府第2期行動計画ー21世紀をめざす大阪府女性プラン」、平成3（1991）年には「男女協働社会の実現をめざす大阪府第3期行動計画ー女と男のジャンプ・プラン」が策定され、男女共同参画を推進するための施策が進められました。

また、平成11（1999）年に公布・施行された「男女共同参画社会基本法^{*}」に基づいて、平成13（2001）年には「おおさか男女共同参画プラン」が策定されました。さらに、平成14（2002）年には、男女共同参画の推進に関し、基本理念や府、府民、事業者の責務を定めた「大阪府男女共同参画推進条例」が施行されました。

4. 羽曳野市の動向

羽曳野市においては、世界や国、大阪府の動向に合わせて、まず、昭和63（1988）年に、市役所内部の庁内体制として、羽曳野市女性対策連絡会議を設置し、女性政策の取り組みを始めました。その後、平成元（1989）年には、企画財政部企画課に女性政策係を設置し、行政組織としての取り組みに着手しました。

平成6（1994）年には、女性問題に対する市民意識の実態を把握するために「市民意識調査」を行うとともに、平成7（1995）年には関係団体から女性政策に関する意見を求めるために「はびきの女性プラン策定にともなう公聴会」を開催し、羽曳野市における女性施策の現状と今後の方向性を検討しました。平成8（1996）年、「羽曳野市女性行動計画はびきのピーチプラン」を策定し、「ともにつくる共同参画社会」「男女平等実現への意識改革」「ライフステージにそった社会環境の整備」を大きな柱として、男女共同参画社会の実現を進めるための取り組みを行いました。

「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」は、平成17（2005）年度末に10年間の計画年度が終了しましたが、この間、男女平等意識改革への啓発や男女平等教育の推進、女性の自立を支援するための制度やサービスの充実など、羽曳野市の男女共同参画への取り組みは一定の成果をあげてきました。

しかしながら、平成18（2006）年に市が実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」（以下、市民意識調査）によると、「全体としての男女の地位」について「平等である」と感じる人の割合は、女性9.1%、男性22.6%と男女間に大きな認識の違いがあることがわかりました。また大阪府による「男女共同参画に関する府民意識調

査」(平成 16 (2004) 年)の結果(女性 11.6%、男性 22.4%)や、内閣府による「世論調査」(平成 16 (2004) 年)の結果(女性 14.9%、男性 26.1%)と比較してみると、羽曳野市の男女間の認識のひらきが大きいことと、平等であると感じている女性の比率が少ないことがわかります。

長期にわたる経済の低迷とそれにともなう雇用・就労環境の悪化、インターネットの普及などによる情報化の進展、少子・高齢化の進行や家族形態の多様化、地域社会の希薄化など、社会を取り巻く情勢が大きく変わってきています。さらに、ドメスティック・バイオレンス[※]やセクシュアル・ハラスメント[※]、児童虐待など暴力に関する社会問題は年々深刻なものになっており、子育てや介護問題についても将来への不安が増大しています。

羽曳野市では、これら多岐にわたる分野の問題を、男女共同参画の視点で、継続的・横断的に取り組むため、羽曳野市男女共同参画推進本部を平成 18 (2006) 年に設置するとともに、市民の男女共同参画に関する意識やニーズを的確に把握し、新たなプラン策定のための基礎資料とするため、「男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。

また、平成 19 (2007) 年には、羽曳野市男女共同参画懇話会からの「羽曳野市男女共同参画プランの策定にあたっての提言」を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて、それらの諸問題や社会情勢の変化に対応できる新たなプランを策定しました。

第2章 プランの基本的な考え方

「男女共同参画社会基本法^{*}」は、男女共同参画社会を『男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』と定義し、その男女共同参画社会を形成していくための5本の柱として、「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」を掲げています。

この5本の柱の内容を推進していく上で、社会を構成するあらゆる人々の男女共同参画社会についての意識変革や意識醸成が大きな鍵となります。

また、働く場や家庭のみならずあらゆる分野において、既存の男性中心に体系化された社会システムの中で単に決定段階に「参加」（形式的・受動的に関わる）するのではなく、「参画」（積極的・能動的に関わる）することにより、男女がともに個性と能力を十分に発揮していくことが重要であると考えます。さらに、性別はもとより年齢や障害の有無、国籍などに関わりなくすべての人々が安心して暮らすことができる社会づくりも、男女共同参画社会の実現には不可欠な要素と言えます。

「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」策定から10年が経過し、男女共同参画に関する動きや社会情勢等も大きく変化している中、新たなプランの策定にあたっては、国や大阪府の動き、男女共同参画に関する今日的な諸問題や課題を踏まえつつ、「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や関連施策等の状況などを反映したうえで、以下の項目を基本目標として掲げました。

『男女共同参画に向けた意識づくり』

『あらゆる分野での男女共同参画の推進』

『すべての男女が安心して暮らせる社会づくり』

■男女共同参画に向けた意識づくり

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がともに多様な生き方を認め合い、協力して活力ある社会を形成するために、男女共同参画社会について、正しい理解が得られるような継続的かつ有効な意識づくりを進めるとともに、男女共同参画に関する無関心や間違った認識を改めていかななくてはなりません。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどについても、それらが暴力であり、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させ、「暴力を許さない」「暴力を潜在化させない」という意識を高め、具体的な対策を進めます。

■あらゆる分野での男女共同参画の推進

働く場での男女の平等感の大きな格差や、家庭生活（子育てや介護など）において女性が大きな負担を強いられている現状などからも、働く場や、家庭生活、地域社会などあらゆる分野において、男女の対等な参画を進める必要があります。

そのためにも、男女が互いの個性と能力を十分に発揮できるような社会的条件の整備や環境づくりを進めるとともに、女性はもとより男性に対するエンパワーメント※の支援を進めます。

■すべての男女が安心して暮らせる社会づくり

雇用・就労環境の悪化、少子・高齢化の進行や家族形態の多様化や地域社会の希薄化、グローバル化の進展など、社会を取り巻く情勢が大きく変わってきているなか、男女共同参画社会の実現に向けて、性別はもとより年齢や障害の有無、国籍などに関わりなくすべての人々が安心して暮らすことができる社会づくりが必要となります。

男女が互いの性をともに理解し、尊重しあう意識を育て、生涯にわたる健康支援を行うとともに、すべての男女が安心して暮らせる環境づくりをソフトとハードの両面から進めます。

第3章 プランの概要

1. プランの位置づけ

本プランは、男女共同参画基本法※第14条第3項に基づいて、羽曳野市において男女共同参画社会を実現するため、行政はもとより、市民や事業者、各種団体などの取り組みの指針として策定するものです。また、平成17（2005）年度で終了した「羽曳野市女性行動計画 はびきのピーチプラン」を継承し、国や大阪府の計画や、「第5次羽曳野市総合計画」をはじめとする羽曳野市の諸計画と整合性を図りながら推進します。

2. プランの期間

本プランの期間は10年間とし、平成19（2007）年度を初年度、平成28（2016）年度を目標年次とします。

なお、施策の成果や社会経済情勢の変化、新たな国の施策などに柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3. プランの体系

基本目標

基本課題

施策の方向

A 『男女共同参画に向けた意識づくり』

基本課題 1

男女共同参画に向けた
慣行等の見直しと
広報・啓発活動の展開

- (1) 男女共同参画のための広報・啓発の推進
- (2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

基本課題 2

男女共同参画に向けた
教育・学習の充実

- (1) 学校教育における男女平等の推進
- (2) 職員の研修の充実
- (3) 生涯学習における男女平等の推進

基本課題 3

男女間のあらゆる暴力の根絶

- (1) 暴力の予防と根絶のための意識づくり
- (2) あらゆる暴力への対策の推進

基本課題 4

メディアにおける人権の尊重

- (1) 人権を尊重した表現の推進
- (2) メディア・リテラシーの向上

B 『あらゆる分野での
男女共同参画の推進』

基本課題 1

政策・方針決定の場への
参画の推進

- (1) 審議会等への女性の積極登用と女性職員の職域拡大の確保
- (2) 企業や団体等での女性の登用の啓発
- (3) 女性のエンパワーメント

基本課題 2

働く場での
男女共同参画の推進

- (1) 労働条件向上のための啓発の促進
- (2) 就労環境の整備と支援
- (3) 職業能力の開発・向上
- (4) 多様な就労形態への支援

基本目標

基本課題

施策の方向

B

『あらゆる分野での
男女共同参画の推進』

基本課題 3

**家庭生活での
男女共同参画の推進**

- (1) 子育て支援の充実
- (2) 介護支援の充実
- (3) 男性の家庭生活への参画促進

基本課題 4

**地域社会での
男女共同参画の推進**

- (1) 地域社会での男女平等意識の醸成と
地域活動への参画促進

C

『すべての男女が安心して暮らせる
社会づくり』

基本課題 1

**生涯にわたる健康の
保持・増進**

- (1) 性に関する情報提供と性教育の推進
- (2) ライフステージに応じた健康づくりの
推進

基本課題 2

**年齢・障害の有無に関わらず
すべての男女が安心して
暮らせる環境づくり**

- (1) 高齢者や障害者などの福祉・就労の
充実
- (2) すべての人にやさしいまちづくり

基本課題 3

国際社会への参加・交流

- (1) 国際交流・協力への女性の参加促進

第4章 プランの内容

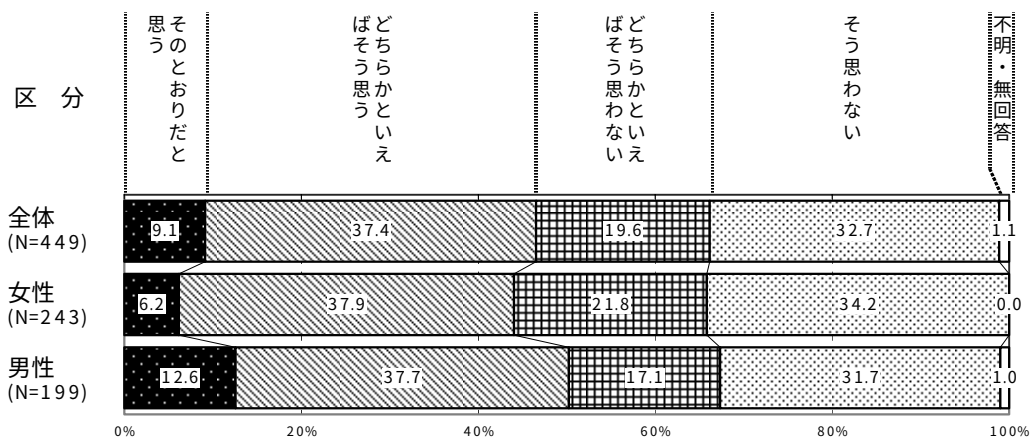
基本目標A 男女共同参画に向けた意識づくり

基本課題1 男女共同参画に向けた慣行等の見直しと広報・啓発活動の展開

■現状と今後の方向性

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識※について、肯定する人（「そのとおりだと思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答した人）は46.5%（女性では44.1%、男性では50.3%）、否定する人（「そう思わない」もしくは「どちらかといえばそう思わない」と回答した人）は52.3%（女性では56.0%、男性では48.8%）となっており、男性は女性より性別役割分担意識※が強い傾向にあることがうかがえます。

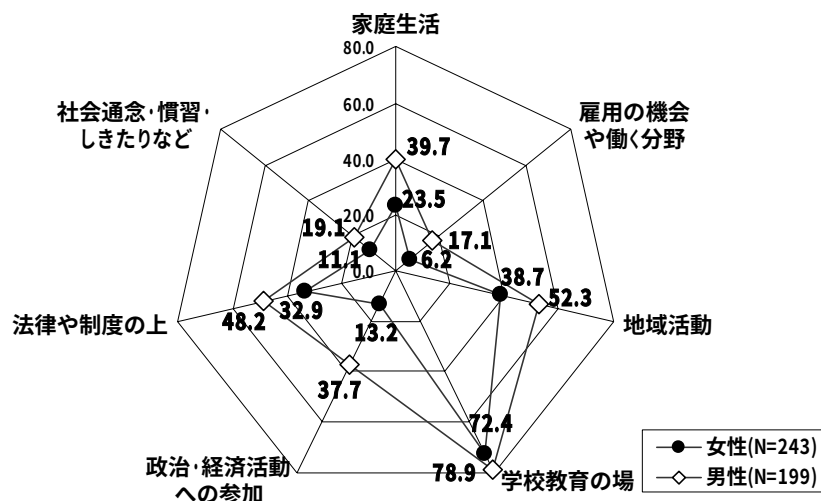
図：「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識について（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成18年）

また、各分野における男女の平等感について市民意識調査結果をみると、「平等である」と感じる人の割合は、全ての分野において男性の割合が女性を上回っており、男性において強いとされる性別役割分担意識*が、男女間での平等感の格差を生んでいると考えられます。

図：各分野で「平等である」と感じる人の割合（性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成18年）

さらに、男女共同参画の取り組みは市民には十分浸透しておらず、男女共同参画に関する意識や認知度も性別や年代、地域により大きな差が生まれており、性別役割分担意識*や、男女共同参画に関する無関心や間違った認識が、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因となっています。

今後は、男女共同参画社会について、正しい理解が得られるような継続的かつ有効な啓発活動を実施していく必要があります。特に、男性が女性に比べて「性別役割分担意識*」が強いことや、市民意識調査において、今後の取り組みとして「男女平等について男性の理解や協力が進むこと」を希望する市民が多数いることから、男性に対する啓発活動の強化が重要な鍵となります。

さらに、羽曳野市における男女共同参画に関する現状把握をするための意識調査や情報収集などを継続的に実施し、各施策に活用するとともに、広く市民に情報提供し、市民の意識を高めていく取り組みを進めます。

■行政の取り組み

(1) 男女共同参画のための広報・啓発の推進

施策の内容・方向性	担当課
男女共同参画について市民の理解を深め、性別役割分担意識を払拭するため、市の広報「はびきの」やホームページなど様々な媒体を通じた情報提供や、啓発冊子「きらり HABIKINO」の充実を図ります。	秘書課 人権推進課
男女共同参画に関するパンフレットやビデオなどの資料や教材の充実を図るとともに、図書館や関係各課で資料や教材の貸し出しを行い、積極的な情報提供を進めます。	人権推進課 図書館課 市民大学 関係各課
女性の自立や男女共同参画に関する講演会やフォーラム等の実施を通じて、市民の男女平等意識の変革を図ります。また、男性向けのクッキング教室など、男性の視野を広げ結果的に意識改革を図るための男女共生セミナーを開催します。	人権推進課

(2) 男女共同参画に関する情報収集・整備・提供

施策の内容・方向性	担当課
男女共同参画に関する市民などの意識・行動について、現状把握のためのアンケート調査などを定期的実施し、その結果を施策推進の基礎資料とするとともに、広報やホームページ、啓発冊子「きらり HABIKINO」など様々な媒体を通じた情報発信に努めます。	人権推進課
行政内部において、男女共同参画に関する情報発信を行うとともに、関係各課間での情報共有に努めます。	人権推進課 関係各課
国や大阪府、関係機関などと情報交換を活発に行い、男女共同参画に関する情報の収集や整備を図り、情報の提供のための体制づくりに努めます。	人権推進課 関係各課

■市民や事業所の取り組み

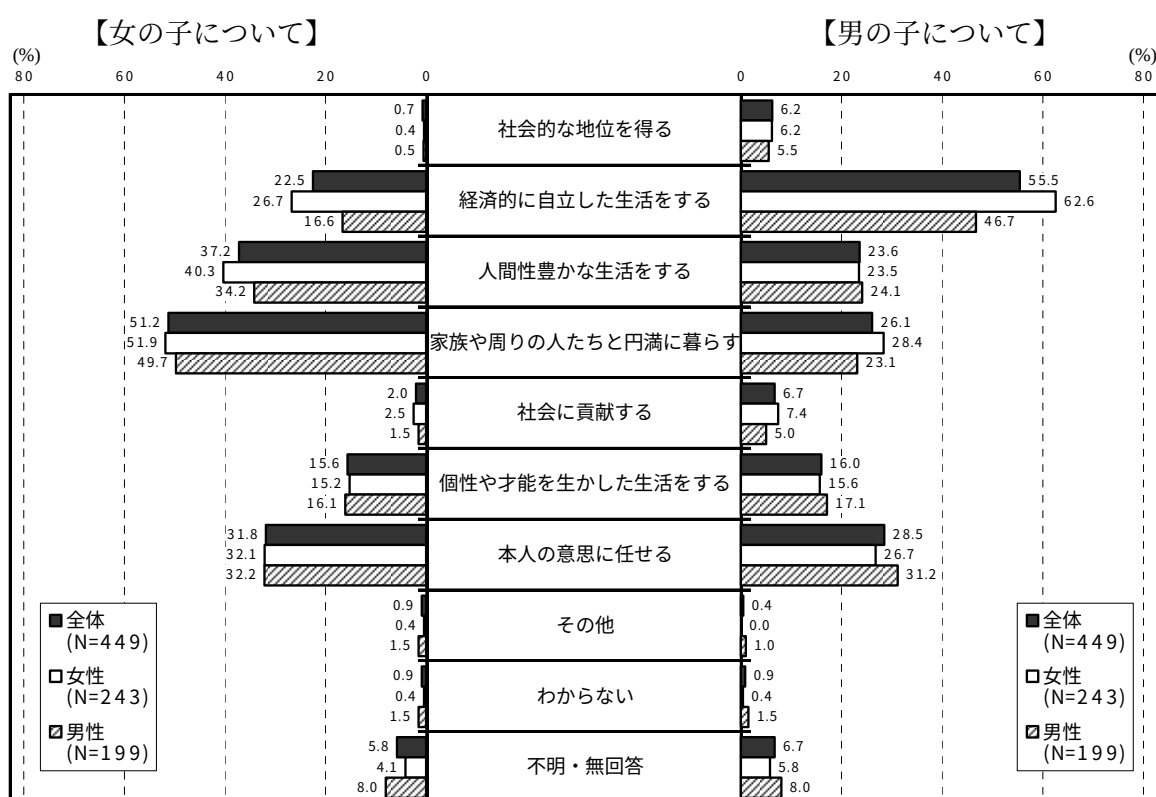
- ・身近な生活の中での性別役割分担意識を見直すため、男女に不平等な習慣やしきたりがないかをチェックし、改善策を考えてみましょう
- ・男女共同参画に関する講演会やフォーラムなどのイベントに、積極的に参加・参画しましょう
- ・広報やホームページ上の男女共同参画に関する情報や啓発冊子を積極的に利用、活用しましょう
- ・行政や関連機関等が提供する情報を積極的に利用、活用しましょう
- ・行政や関連機関等との男女共同参画に関する情報交換に努めましょう

基本課題2 男女共同参画に向けた教育・学習の充実

■現状と今後の方向性

市民意識調査では、希望する子どもの将来像について、女の子に対しては「家族や周りの人たちと円満に暮らす」の割合が、また男の子に対しては「経済的に自立した生活をする」の割合が高くなっており、希望する子どもの将来像にジェンダー※の影響が見られ、家庭において、親から子どもへ潜在的に「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識※が植え付けられていることがうかがえます。

希望する子どもの将来像（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成 18 年）

また、市民意識調査では「学校教育の場」での男女の平等感は、他の分野と比べて大変高くなっていますが、一方では、進学や就職などの進路の節目に、性別による格差が現れる傾向にあります。

次代を担う子どもたちに対する性別役割分担意識※の解消と、人権の尊重や男女平等に関する教育は、今後男女共同参画社会を実現するためには極めて重要な意味を持つものです。

今後は、固定的な性別役割分担意識*を助長し、植え付けることがないように、学校はもとより、幼稚園や保育所など早い時期からの人権の尊重や男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性などについて、指導していく必要があります。

また、市民大学や陵南の森公民館、青少年児童センターを中心に、大学や NPO などと連携しながら、男女共同参画推進についての学習機会の提供や、それらの内容の充実に努め、あらゆる世代の市民に対して、男女平等の視点に立った生涯学習を推進していかななくてはなりません。

さらに、男女共同参画に向けた意識づくりについては、学校教育や生涯学習による意識づくりとともに、個々の家庭においても取り組んでいかななくてはなりません。そのためにも、親として子どもへの対応の仕方などのノウハウを会得する「親教育」などの活用や、学校教育や生涯学習との連携により家庭における男女平等教育の推進に努めます。

■行政の取り組み

(1) 学校教育における男女平等の推進

施策の内容・方向性	担当課
固定的な性別による役割分担意識等を助長することがないように教育活動の点検に努めるとともに、教育活動内における男女共生の視点を育むため、男女混合名簿の実施や、男女による色の指定の廃止、男女共通の体操服の使用などの取り組みを進めます。	学校教育課
男女共同参画の視点に立って、児童や生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てるとともに、自分自身の将来を展望できる力をつけるためのキャリア教育を推進します。	学校教育課
小中学校における男女共生教育や、男女平等の視点に立った生涯教育に対して、男女共同参画に関する情報提供などの支援を行います。	人権推進課

(2) 職員の研修の充実

施策の内容・方向性	担当課
行政職員が男女共同参画について正しい理解と認識を深めるとともに、市民のモデルとなるように、男女共同参画に関する職員研修を実施するとともに、各種研修への職員の参加を図ります。	人事課
教職員の人権感覚の育成のために人権教育研修を実施し、教職員の資質向上を図るとともに、固定的な性別による役割分担意識等を助長することがないように、また、教育活動内における男女共生の視点を育むための教職員研修を実施します。	学校教育課
職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する研修や、教職員によるセクシュアル・ハラスメント防止のための研修会を実施します。	人事課 学校教育課 人権推進課
保育園、幼稚園における人権の尊重や男女平等などの重要性についての指導を実施します。	こども財産課 学校教育課

(3) 生涯学習における男女平等の推進

施策の内容・方向性	担当課
市民大学の講座や、講座の中の一部講義で、子育て、健康、食生活、家族など様々な視点から、女性がそのライフステージに関わるテーマを取り上げ、男女共同参画推進についての学習機会を提供します。	市民大学 陵南の森公民館 青少年児童センター
羽曳野市婦人団体協議会が、女性教育に関する公演会や講習会の開催や、地域社会における男女平等の推進、家庭教育の向上などに寄与することを目的とし、羽曳野市婦人団体協議会に対して助成金を交付します。	社会教育課
親として子どもへの対応の仕方などのノウハウを会得する「親教育」などを活用し、家庭における男女平等教育の推進に努めます。	社会教育課

■市民や事業所の取り組み

- ・ 保育園、幼稚園、学校等における男女平等教育に理解を深め、一緒に進めましょう
- ・ 家庭では、性別役割分担意識※にとらわれず、子どもの個性を伸ばす教育を心がけましょう
- ・ 家庭では、家族みんなで家事をしましょう
- ・ 親教育などの取り組みを利用・活用しましょう
- ・ 男女共同参画に関する講座などの学習機会を積極的に利用、活用しましょう

基本課題3 男女間のあらゆる暴力の根絶

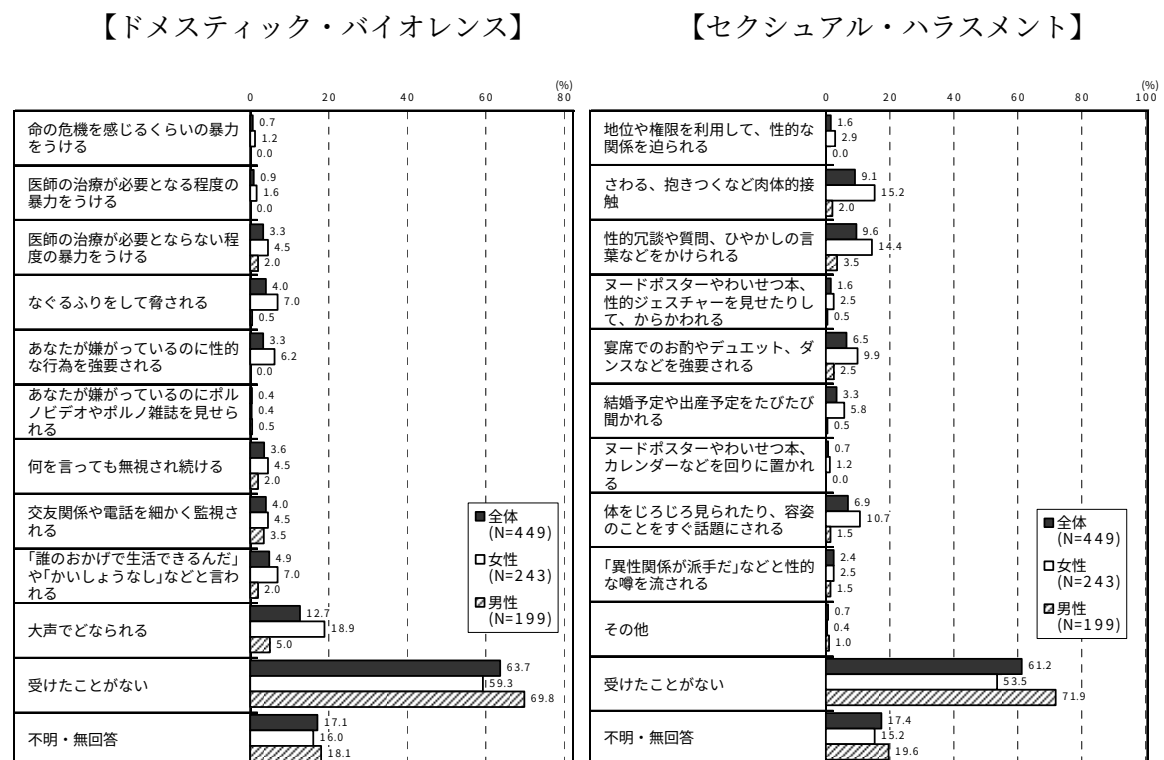
■現状と今後の方向性

市民意識調査では、ドメスティック・バイオレンス※やセクシュアル・ハラスメント※の認識状況を見ると、女性に比べて男性の認識が低い傾向になっています。また、被害状況については、ドメスティック・バイオレンス※については、女性の4人に1人、セクシュアル・ハラスメント※については、女性の3人に1人が被害者となっており、女性の被害経験が多いことがわかります。（被害経験の割合については、「受けたことがない」「不明・無回答」を除く項目に1つでも○をつけた人の割合）

さらに、それらの暴力が個人的問題や家庭内の問題としてとらえられ、被害が潜在化しています。

男女間のあらゆる暴力については、性別役割分担意識※や潜在的な女性差別に根ざした構造的な問題が背景となっている場合があり、男女共同参画社会の実現にとっても緊急かつ重要な課題となっています。

図：暴力の被害状況（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成18年）

今後は、ドメスティック・バイオレンス※やセクシュアル・ハラスメント※はもとより、ストーカー、性犯罪、児童や高齢者に対する虐待などのあらゆる暴力を根絶するため、それらが暴力であるということの社会的認知の徹底が課題となります。

さらに、暴力は犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識を広く浸透させ、「暴力を許さない」「暴力を潜在化させない」という意識を高める必要があります、特に、加害者となることが多い男性の意識向上を図るための啓発や、加害者や被害者をつくらない暴力の予防教育の導入について、早急に検討する必要があります。

また、実際に様々な暴力が起きている中、上記の様な意識啓発や教育だけではなく、暴力の早期発見・早期対応に向けた具体的な取り組みや、被害者への支援などに努めてはなりません。庁内はもとより警察や医療機関など外部機関と連携し、あらゆる暴力に対応しうるネットワークの構築や、暴力に対する相談窓口を整備し、市民が気軽に活用できるような施策を推進します。

■行政の取り組み

(1) 暴力の予防と根絶のための意識づくり

施策の内容・方向性	担当課
ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントはもとより、ストーカーや性犯罪、児童や高齢者に対する虐待などが、「人権を侵害する暴力である」という社会的認知を徹底するための啓発活動を展開します。	人権推進課
「DV 防止法」や「ストーカー規制法」「児童虐待防止法」などの法律に関する学習の機会を提供し、周知・啓発に努めます。	人権推進課 こども財産課
職場や地域、家庭などにおいて、セクシュアル・ハラスメントに対する認識と理解を深めるための啓発活動を推進します。	人権推進課 人事課 産業振興課 市民協働ふれあい課
職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に関する研修や、教職員によるセクシュアル・ハラスメント防止のための研修会を実施します。(再掲)	学校教育課

(2) あらゆる暴力への対策の推進

施策の内容・方向性	担当課
ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなどあらゆる暴力に対応できる相談窓口を整備、充実します。	人権推進課 関係各課
庁内はもとより、警察や医療機関などの関係機関と連携しながら、ドメスティック・バイオレンスをはじめあらゆる暴力の被害者への相談や見守り等の支援を実施するとともに、加害者の更生に対する取り組みについての検討を進めます。	人権推進課 こども財産課
学校園の教育諸活動における教職員間および児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの根絶について指導を徹底するとともに、防止に関する相談窓口の周知徹底を図ります。	学校教育課
ドメスティック・バイオレンスや児童虐待、高齢者への虐待などの早期発見・早期対応に向けて、市民に対して通告義務や相談窓口の周知徹底を図ります。	
羽曳野市児童虐待防止ネットワーク（次世代、地域福祉計画）	
高齢者の虐待防止（第3期高年者いきいき計画、地域福祉計画）	

■市民や事業所の取り組み

- ・暴力は人権侵害であり、犯罪であるという認識を持ちましょう
- ・夫やパートナー等から暴力を受けている女性がいることを知った場合は、すみやかに関係機関に連絡しましょう
- ・児童虐待や高齢者への虐待などを知った場合は、すみやかに関係機関に連絡しましょう
- ・ドメスティック・バイオレンス[※]やセクシュアル・ハラスメント[※]等の被害を受けた場合は、一人で悩まず、周りの人や相談機関などに相談しましょう
- ・事業所は、職場におけるセクシュアル・ハラスメント[※]に対する認識と理解を深めるための啓発活動を実施するとともに、相談窓口等の設置に努めましょう

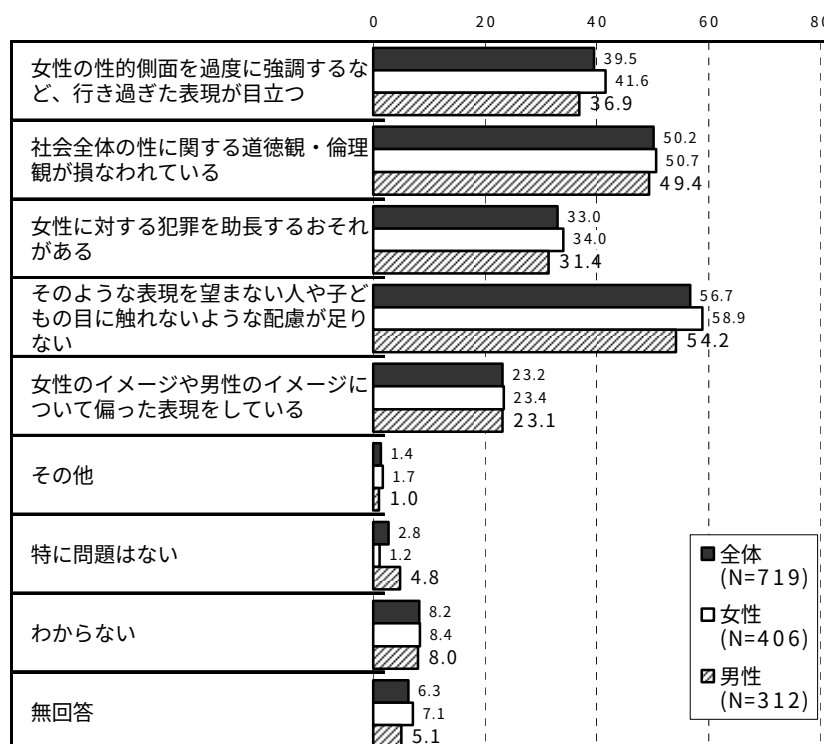
基本課題4 メディアにおける人権の尊重

■現状と今後の方向性

情報化が進み、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどの様々なメディアによってもたらされる情報が人々の意識や行動、社会規範や文化などに与える影響は大変大きなものとなっています。性別役割分担意識※がメディアによって伝達されることは、男女共同参画社会実現の大きな障害となります。

また、暴力等の表現を伴う情報によって、青少年の健全な育成が妨げられたり、性犯罪や男女間の暴力、児童虐待などが引き起こされる可能性もあります。さらに、インターネット上における偏った性情報の氾濫や、性の商品化など新たな問題も生じています。

図：メディアにおける性・暴力表現について（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する府民意識調査」（大阪府 平成16年）

今後は、メディアにおいて、人権を尊重した表現を推進するため、市の刊行物や広報活動などにおいて、男女共同参画の視点に立った表現を進めていく必要があります。

また、併せてメディアの利便性や利点について、誰もが等しくその恩恵を受けることが出来るよう、学校教育や生涯教育を通じて、様々なメディアからの情報を読み解き活用する能力（メディア・リテラシー※）の向上を図っていきます。

■行政の取り組み

(1) 人権を尊重した表現の推進

施策の内容・方向性	担当課
市の刊行物やホームページなどにおいて、男女共同参画の視点を踏まえ、固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女の多様なイメージを率先して表現していきます。	秘書課 人権推進課 関係各課
市の広報活動等について、男女共同参画社会にふさわしい表現を用いるための参考となるガイドラインを作成し、職員への周知・啓発に努めます。	人権推進課

(2) メディア・リテラシーの向上

施策の内容・方向性	担当課
子どものメディア・リテラシーを育むために、指導にあたる教職員への研修等の実施や、最新の情報教育環境を整備するとともに、情報化社会における危険性を踏まえて、情報倫理教育を推進します。	学校教育課
生涯教育の場を通して、市民のメディア・リテラシーの向上を図る取り組みを進めます。	市民大学 社会教育課

■市民や事業所の取り組み

- ・行政の刊行物やホームページ等について、男女の人権尊重や男女共同参画の視点で検証し、必要に応じて発行機関などに意見を述べましょう
- ・メディア・リテラシーの向上を図る取り組みを積極的に利用、活用しましょう
- ・事業所では、刊行物やホームページ等について、男女の人権尊重や男女共同参画の視点に立った表現に努めましょう

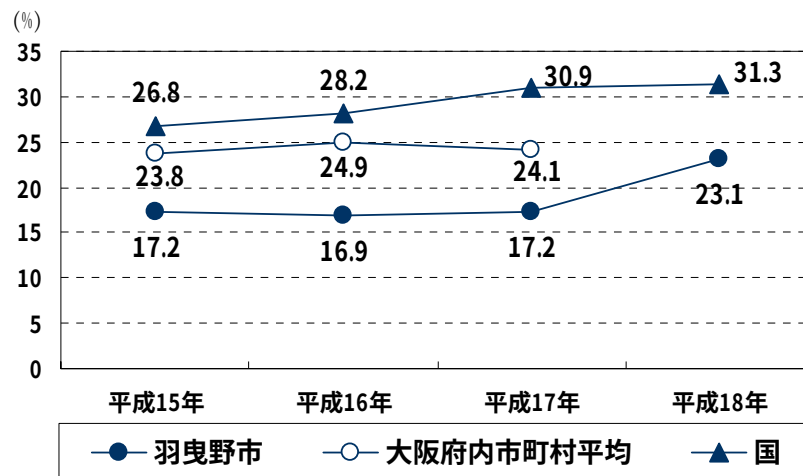
基本目標 B あらゆる分野での男女共同参画の推進

基本課題 1 政策・方針決定の場への参画の推進

■現状と今後の方向性

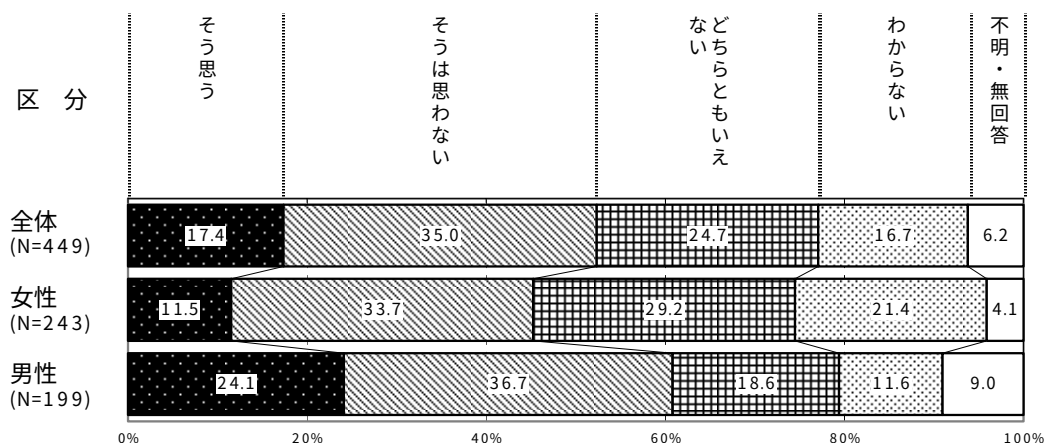
羽曳野市における審議会等への女性委員の登用率は、平成 18（2006）年で 23.1% となっており、大阪府内市町村平均や国の登用率と比べると低い状態となっています。

図：審議会等への女性委員の登用率の推移



市民意識調査では、政策・方針決定における女性の意見について見ると、（女性の意見が）反映されていると思う人は 17.4%（女性では 11.5%、男性では 24.1%）に留まっており、政策・方針決定の場への女性の参画が不十分であることがわかります。

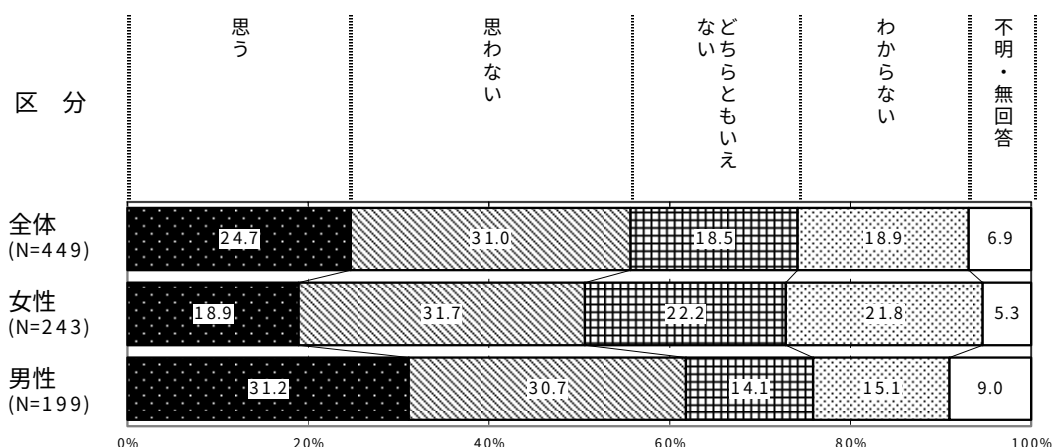
図：政策・方針決定において女性の意見が反映されているという考え方について
（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成 18 年）

一方、政策・方針決定への参画意向について見ると、参画したいと思う女性は18.9%、男性は31.2%となっており、女性の参画意向が男性に比べて弱いことがわかります。しかし、この結果については、単に女性の参画意向が弱いということではなく、既存の男性中心に体系化された社会システムや女性が能力を発揮する機会が不十分な環境により、参画を潜在的に「あきらめている」女性が多くいるという見方もできます。

図：政策・立案・方針決定の場へ参加意向（参加したいと思うか）（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成 18 年）

また、職場での男女格差について見ると、「管理職への登用」や「昇進・昇給」について「平等である」と感じる人は 20%前後と大変低くなっており、働く場においても、女性の登用や意思決定の場への女性の参画が進んでいないことがうかがえます。

男女共同参画社会の実現にあたっては、政策・方針決定過程への女性の参画が重要な課題となっています。

今後は、審議会等への更なる女性登用の推進を図るとともに、女性委員がいない審議会等を解消する必要があります。特に、審議会等への女性登用については、その進捗状況を明らかにするためにも、積極的に目標数値などの設定が重要となります。

また、市役所が企業や市民団体等のモデルとなるように、政策・方針決定過程への男女職員の対等な人事配置や、職域の拡大、能力開発等を進めなくてはなりません。

企業における女性の登用啓発については、企業に対するポジティブ・アクション※等の啓発を引き続き行うとともに、ポジティブ・アクション※に取り組んでいる企業を紹介するなど、効果的な推進方法についても検討、実施します。

自治会や PTA、市民団体等については、各団体の関係課に対して理解の再認識を促

し、団体等における方針決定の場への女性の参画や役員への登用などを図ることが重要です。

さらに、各分野での取り組みに併せて、女性自身が政策・方針決定過程への参画意向を強く持てるように、女性のエンパワーメント※を支援する学習機会や情報の提供などの環境整備を積極的に進めます。

■行政の取り組み

(1) 審議会等への女性の積極登用と女性職員の職域拡大の確保

施策の内容・方向性	担当課
審議会等への更なる女性登用の推進を図るとともに、女性委員がない審議会等の解消に努めます。また、女性委員の登用割合については、30%を目標に男女の偏りがなく、共に参画できる審議会等を目指します。	全部局
各種計画策定時には市民懇談会やパブリックコメント等を実施するとともに、懇談会などの開催時間を平日夜間や土・日曜日など働く男女が参加しやすい時間帯に設定するようにし、多くの市民の意見を反映していきます。	関係各課
女性職員の職域拡大と活用を図り、管理職への登用や昇給・昇格・昇任は男女の区別なく個人の能力により処遇するとともに、配置や職務内容の見直しなどを進めます。	人事課
女性職員の政策・方針決定への参画を促進するため、能力開発を支援する研修等への参加を促進します。	人事課

(2) 企業や団体等への女性の登用の啓発

施策の内容・方向性	担当課
事業主に対して、性別によって能力や役割を判断するのではなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどのポジティブ・アクションの促進に向けた啓発を進めるとともに、ポジティブ・アクションに取り組む企業の紹介など効果的な推進方法について検討していきます。	産業振興課
自治会やPTA、市民団体、ボランティア団体やNPO団体に対し、それぞれの団体の運営に係る意思決定等について、女性の参画がしやすい環境づくりのため、女性の加入促進や男女共同参画に関連する研修会の案内など、啓発活動を行います。	市民協働ふれあい課 学校教育課 関係各課

(3) 女性のエンパワーメント※

施策の内容・方向性	担当課
市民大学の講座や、講座の中の一部講義で、子育て、健康、食生活、家族など様々な視点から、女性とそのライフステージに関わるテーマを取り上げ、男女共同参画の推進や、女性のエンパワーメント※を支援する学習機会を提供します。	市民大学
男女共同参画の推進や、女性をめぐる様々な問題に取り組む市民団体の育成を進めるとともに、情報提供体制を充実や団体間の交流促進を図り、それらの活動を支援します。	市民協働ふれあい課
羽曳野市婦人団体協議会が、女性教育に関する公演会や講習会の開催や、地域社会における男女平等の推進、家庭教育の向上などに寄与することを目的とし、羽曳野市婦人団体協議会に対して助成金を交付します。(再掲)	社会教育課

■市民や事業所の取り組み

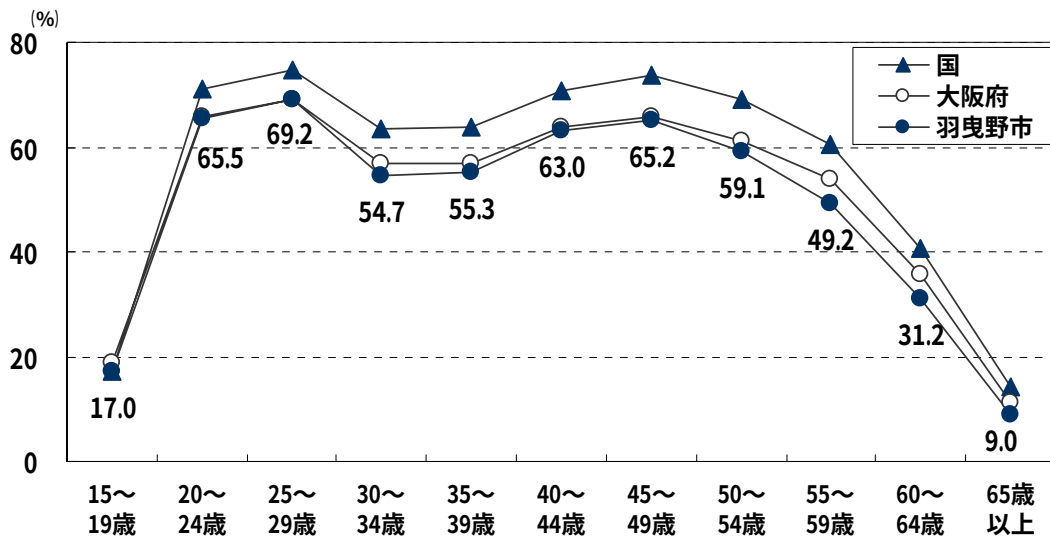
- ・市の行事や市政等に関心をもち、意思反映の場や政策・方針決定の場に積極的に参加・参画しましょう
- ・女性職員の管理職登用に理解を深めましょう
- ・家庭では女性が政策・方針決定の場に参画しやすい環境をつくりましょう
- ・男女共同参画に関する講演会やフォーラムなどのイベントに、積極的に参加・参画し、エンパワーメント※に努めましょう
- ・女性をめぐる様々な問題に取り組むグループの形成や、ネットワークづくりをすすめましょう
- ・各種団体は、団体の運営に係る意思決定の場に女性が参画しやすい環境づくりをしましょう
- ・事業所は、女性を管理職に積極的に登用しましょう
- ・事業所は、女性が管理職になるための人材を養成しましょう
- ・事業所は、ポジティブ・アクション※への理解を深め、実施しましょう

基本課題2 働く場での男女共同参画の推進

■現状と今後の方向性

羽曳野市における女性の年齢階級別の労働力率を見ると、国や大阪府と同様に「M字カーブ」を描いており、子育て期と考えられる30歳代で労働力率は低下し、子育てが落ち着く頃と考えられる40歳代で再び上昇しています。「M字カーブ」は以前に比べて浅くなっているものの、女性が妊娠や子育てなどで仕事をやめざるを得ない実態がうかがえます。

図：女性の年齢階級別労働力率（平成17（2005）年）

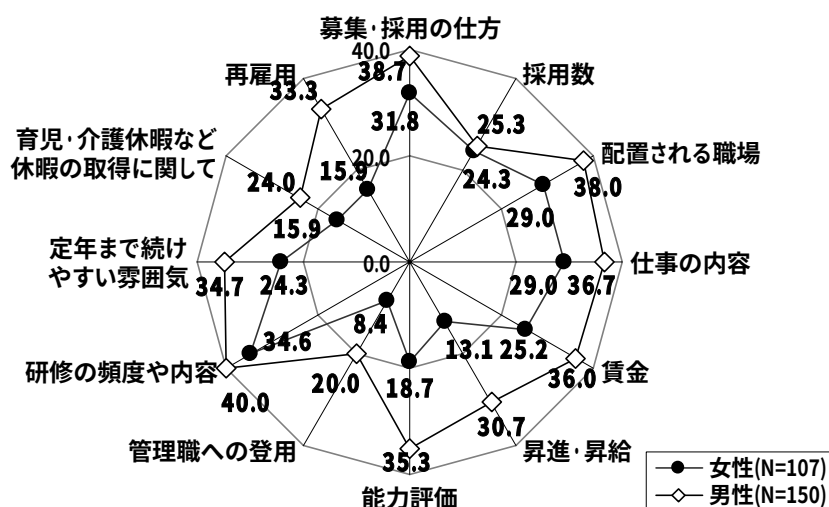


資料：国勢調査（平成17年）

市民意識調査では、就労している男性の割合は女性を上回っており、なかでも常勤の正規雇用（正社員・正職員）の割合については、男性が女性の3倍近くとなっていることから、就労状況に大きな男女差が生じていることがわかります。

また、職場での男女格差について見ると、「管理職への登用」や「育児・介護休暇など休暇の取得に関して」、「昇進・昇給」「採用数」「再雇用」などに男女間の格差を感じている人が多いことがわかります。

図：職場での各項目で「平等である」と感じる人の割合（性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成 18 年）

さらに、就労していない人が仕事をしていない理由を見ると、家事や育児の負担が大きいことを挙げる女性が多数おり、「女性は家庭」という性別役割分担意識*が就労の阻害要因として影響していることがうかがえます。

その一方で、女性の 20～30 歳代では就労意向が強いにも関わらず、家事や育児の負担が大きいとため就労できないという就労希望者が多く存在することがわかります。

表：仕事をしていない理由（女性・年齢別）

(単位：%)

	回答者数（人）	経済的に働く必要がないから	職業をもたない方が自分からやりたいことができるから	家にいるのが当然だから	家事の負担が大きいから	育児の負担が大きいから	健康や体力に自信がないから	希望どおりの仕事が見えないから	配偶者や子ども等家族が望まないから	親や家族などの介護や看護をするため	現在学校に通っているから	高齢だから	働くことに向いていないから	働くことが好きでないから	特に理由はない	その他	わからない	不明・無回答
20歳代	7	0.0	0.0	0.0	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0	0.0	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	14.3
30歳代	14	0.0	7.1	7.1	42.9	57.1	7.1	14.3	28.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	7.1
40歳代	17	23.5	5.9	0.0	11.8	23.5	35.3	23.5	17.6	17.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.9	0.0	5.9
50歳代	16	18.8	12.5	6.3	25.0	0.0	18.8	25.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	6.3	6.3	6.3	12.5
60歳以上	67	7.5	6.0	3.0	10.4	0.0	32.8	3.0	4.5	13.4	0.0	74.6	3.0	3.0	0.0	6.0	0.0	9.0

資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成 18 年）、網掛けは各年代の上位 2 項目

今後は、企業や労働者に対して、男女雇用機会均等法^{*}や労働基準法^{*}や、育児・介護休業制度^{*}に関する周知啓発および情報提供などを実施し、法制度の定着を図る必要があります。

働く場における性別役割分担意識^{*}を解消し、女性の労働条件の向上を図るため、企業に対するポジティブ・アクション^{*}等の啓発を引き続き行うとともに、各企業における人権・労働・環境分野への対応、法令遵守などの実態把握に努めます。併せて、自営業や農業分野においても、女性が担っている役割への正当な評価や経済的地位の向上のために、積極的な男女共同参画の啓発に取り組みます。

また、仕事と家庭生活が両立できるように、多様なライフスタイルに対応できる子育て支援サービス、介護支援サービス、再就職や起業などへのチャレンジ支援の充実を図り、女性の社会進出を支援していきます。

さらに、市役所自体も仕事と家庭生活が両立できる事業体のモデルとなるように、関係各課の連携のもと、「羽曳野市特定事業主計画」を推進していきます。

■行政の取り組み

(1) 労働条件向上のための啓発の促進

施策の内容・方向性	担当課
男女平等な雇用条件を確保するため、事業主や労働者に対して、「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」の周知・啓発に努めます。	産業振興課
事業主に対して、性別によって能力や役割を判断するのではなく、意欲や成果に基づいて公正に評価するなどのポジティブ・アクションの促進に向けた啓発を進めるとともに、ポジティブ・アクションに取り組む企業の紹介など効果的な推進方法について検討していきます。(再掲)	産業振興課
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。	産業振興課
農業分野などにおいて女性が担っている役割への正当な評価と経済的地位の向上のため、家族経営協定締結の促進や、研修会などにより締結者の支援に努めるとともに、女性農業者などの資質向上、女性が参画・活躍しやすい環境の整備を図ります。	産業振興課
労働条件の向上を目指し、女性の賃金や労働条件などの就労実態の把握に努めます。	産業振興課

(2) 就労環境の整備と支援

施策の内容・方向性	担当課
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。(再掲)	産業振興課
ファミリー・フレンドリー企業の啓発・普及などに努め、仕事と子育て・介護の両立が可能な職場環境の整備を推進します。	産業振興課
羽曳野市自体が仕事と家庭生活が両立できる事業体のモデルとなるように、関係各課の連携のもと、「羽曳野市特定事業主計画」を推進します。	人事課 関係各課
関係機関と連携しながら、働く女性に対する相談事業を充実するとともに、就労に関する情報の提供に努めます。	産業振興課
保護者の就労形態の多様化に対応するため、病後児保育や一時保育、延長保育など、様々な保育サービスや留守家庭児童会などの充実を図ります。	こども財産課 課外対策課
仕事と家庭を両立できる環境整備をするとともに、地域の子育て支援を行い保護者の福祉の増進及び、児童の福祉の向上を図るため、ファミリーサポートセンター事業を推進します。	こども財産課
多様なライフスタイルに対応するため、「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。	こども財産課
多様なライフスタイルに対応するために、「第3期高年者いきいき計画」などに基づいた介護支援サービスの充実を図ります。	高年介護課

(3) 職業能力の開発・向上

施策の内容・方向性	担当課
再就職希望者に対して、再就職支援セミナーなどによる学習機会の提供を行い、再就職支援の充実に努めます。	産業振興課
大阪府や関連機関と連携し、就職及び再就職などに関する情報を提供します。	産業振興課
母子家庭の母が就業に結びつきやすい資格を取得するために、養成機関での受講を行うに際して、受講期間のうち一定期間について訓練促進費を支給し、就業を支援します。	こども財産課
個々の母子家庭の母の主体的な能力開発の取り組みを支援するため、教育訓練講座を受講する母子家庭の母に対し、訓練給付金を給付し、母子家庭の自立の促進を図ります。	こども財産課
女性の再就職や、地域活動へ参加・参画の一助となるよう、女性パソコン教室を実施します。	人権推進課
市民大学の講座や講座の中の一部講義を通じて、女性の起業や再就職などについての学習機会や情報の提供に努めます。	市民大学

(4) 多様な就労形態への支援

施策の内容・方向性	担当課
事業主に対して、「パートタイム労働法」「労働者派遣法」などの法制度の周知・啓発に努め、パートタイマーや派遣社員の労働条件の向上に努めます。	産業振興課
大阪府や関連機関と連携し、SOHOやテレワークといった在宅型就労など新しい働き方に関する情報提供に努めます。	産業振興課
関係機関と連携しながら、働く女性に対する相談事業を充実するとともに、就労に関する情報の提供に努めます。(再掲)	産業振興課

■市民や事業所の取り組み

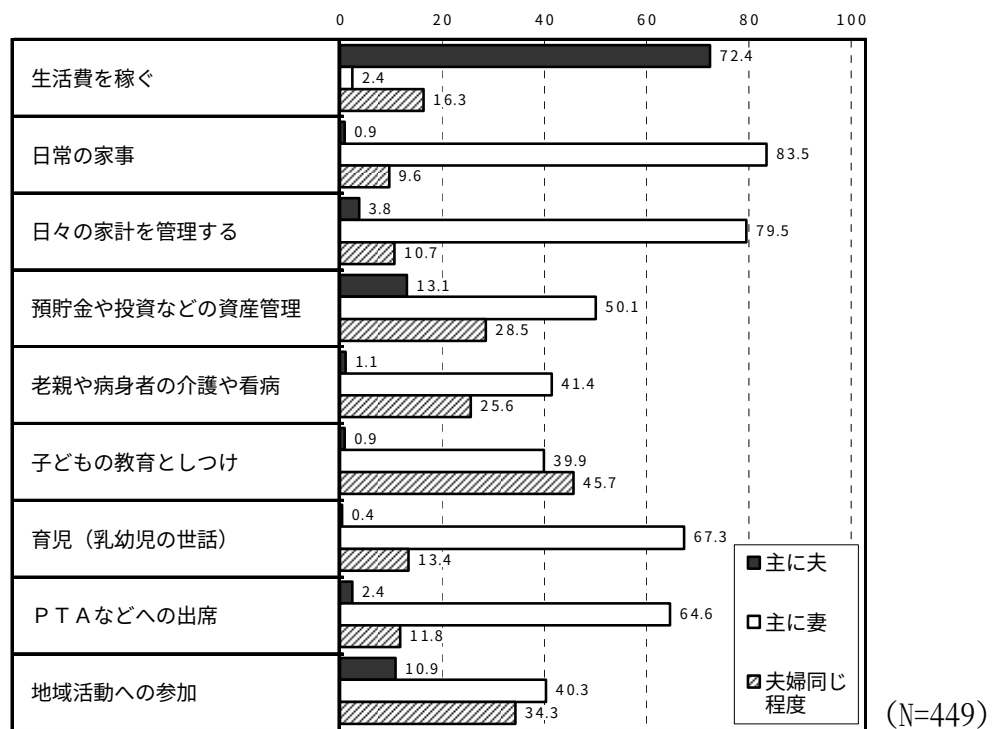
- ・労働の基本的権利や関連する法律などについて学びましょう
- ・育児・介護休業制度*等を十分に理解し、有効的に活用しましょう
- ・子育てや介護などを支援するサービスについて理解を深め、自分のライフスタイルに合ったサービスを有効的に活用しましょう
- ・家庭では、家族みんなで家事をしましょう
- ・家族で家事・子育て・介護について話し合う機会を持ちましょう
- ・就職や再就職に関する講座やセミナーなどの学習機会や、情報を積極的に活用しましょう
- ・事業所は、労働者の権利について熟知し、関連する法を遵守しましょう
- ・事業所は、ポジティブ・アクション*に対する理解を深め、実施しましょう
- ・事業所は、すべての男女が育児・介護休業制度*を利用しやすい環境を整えましょう
- ・事業所は、労働者が仕事と家庭生活を両立できるように、労働時間の短縮やフレックスタイム就業制度などの充実に努めましょう

基本課題3 家庭生活での男女共同参画の推進

■現状と今後の方向性

市民意識調査では、家庭における役割について見ると、「生活費を稼ぐ」については「主として夫」の役割と考える人が多く、「日常の家事」や「育児」「老親や病身者の介護や看病」などの家庭生活の大部分については「主として妻」の役割と考える人が多く、女性が家庭生活の大部分を担っている現状がうかがえます。このことから、「働いて収入を得る男性」「家事や育児・介護を担う女性」という従来主流を占めてきた性別役割分担意識*が、なお根強く残っていることがわかります。

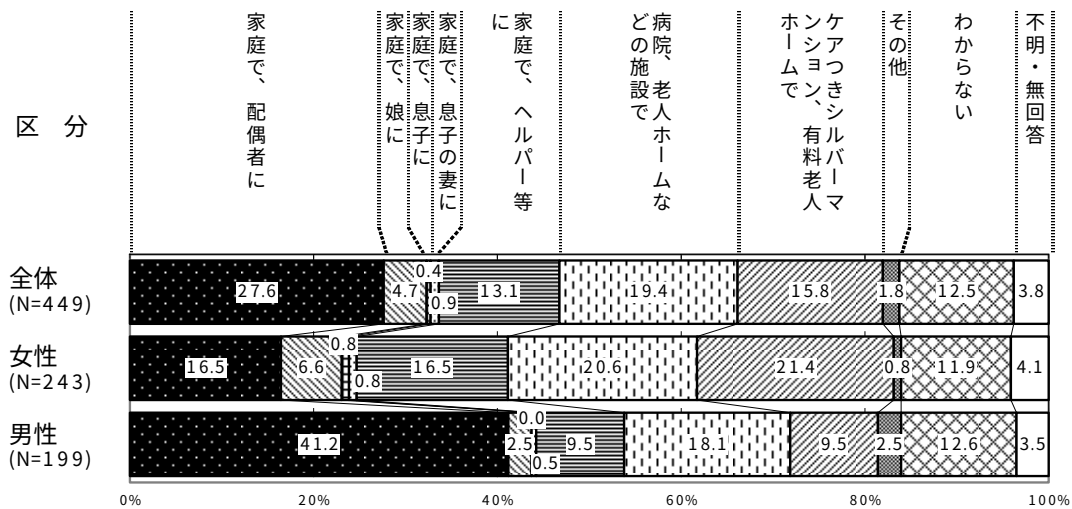
図：家庭における役割について（全体）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成 18 年）

希望する自身の介護状況について見ると、介護の場所については、男性では家庭での介護を望む声が顕著になっています。また、家庭での介護者については、男性では圧倒的に配偶者の割合が高く、女性でも配偶者が最も高くなっているものの娘による介護希望もあり、今後も女性への介護負担が大きくなることが考えられます。

図：希望する自身の介護状況（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成 18 年）

また、就労や地域社会への参画の阻害要因として、「子育て」や「介護」などを挙げる女性が多く、社会の最小単位である家庭において男女の対等な自立を進めることが、男女共同参画社会の実現には不可欠となっています。

子育て支援については、多様なライフスタイルに対応できるように、「はびきのこども夢プラン」に基づいた子育て支援サービスの充実を図るとともに、親として子どもへの対応の仕方などのノウハウを会得する「親教育」などの活用や、子どもの育児や子育て体験など、親と子双方への取り組みを積極的に進める必要があります。また、シングルマザーはもちろんのこと、シングルファーザーや子育てに取り組んでいる男性への支援についても、積極的に進めます。

介護支援についても、子育て支援と同様に、多様なライフスタイルに対応できるように、「第3期高齢者いきいき計画」に基づいて、介護保険制度に関連するサービスや高齢者に対する保健福祉サービスなどの充実を図るとともに、地域社会において介護を支援する仕組みづくりや、介護者の介護の不安の解消を図るための相談・支援体制の充実などを図っていきます。

また、子育て支援や介護支援については、公的なサービスだけでなく、ボランティア活動など地域で展開されている多様な活動を、積極的に活用することが望まれます。

さらに、男性の家庭生活への参画などを進めることで、男女がともに子育てを担っていくため、男性の料理教室と言った講座の開催に留まらず、「男性が家庭生活に関わることは特別なことではない」という男性の家庭生活への参画を阻むものを排除する意識づくりや、男性の子どもへの関わり方や、女性とのパートナーシップの形成について、学習の場や関連情報の提供に努めます。

■行政の取り組み

(1) 子育て支援の充実

施策の内容・方向性	担当課
多様なライフスタイルに対応するため、「はびきのこども夢プラン」などに基づいた子育て支援サービスの充実を図ります。(再掲)	こども財産課
家庭内で家事・育児・介護などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、「男性が家庭生活に関わることは特別なことではない」という意識づくりを目的に各種啓発を行います。	人権推進課
地域における子育て相談支援機能の充実や、専門機関における相談機能の充実および連携の強化を図るとともに、保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援に関するサービスなどの情報を、広報誌やホームページ、冊子などの様々な媒体を用いて広く市民に提供します。	こども財産課
仕事と家庭を両立できる環境整備をするとともに、地域の子育て支援を行い保護者の福祉の増進及び、児童の福祉の向上を図るため、ファミリーサポートセンター事業を推進します。(再掲)	こども財産課
地域の不特定多数の親子の交流を図り、様々な遊びを設定し気軽に参加できるようにするとともに、同年齢の子どもに触れあえる機会をもつ中で子どもや親同士の友達づくり、母親関係づくりなどを支援するため、各保育園での子育て相談や親子教室等を開催します。	こども財産課
保護者に対し、子どもの成長、栄養、育児、発達等に関する様々な悩みや不安に適切に対応できるように、保健師や保育士などの専門スタッフによる保健指導や相談を実施します。	保健センター
母子家庭等の自立のため、自立支援員による相談や指導、情報提供を行うとともに、福祉資金の貸付や就労支援等の支援対策を進めます。また、母子家庭に対する支援の実施とともに、父子家庭に対する支援についても制度の対象拡大を検討します。	こども財産課
男性が参加しやすい育児などに関する事業を推進するとともに、現在子育てに取り組んでいる男性に対する支援について検討し、実施します。	こども財産課
親として子どもへの対応の仕方などのノウハウを会得する「親教育」などを活用し、家庭における男女平等教育の推進に努めます。(再掲)	社会教育課

次ページに続く

施策の内容・方向性	担当課
ファミリー・フレンドリー企業の啓発・普及などに努め、仕事と子育て・介護の両立が可能な職場環境の整備を推進します。(再掲)	産業振興課
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。(再掲)	産業振興課

(2) 介護支援の充実

施策の内容・方向性	担当課
多様なライフスタイルに対応するために、「第3期高年者いきいき計画」などに基づいた介護支援サービスの充実を図ります。(再掲)	高年介護課
家庭内で家事・育児・介護などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、「男性が家庭生活に関わることは特別なことではない」という意識づくりを目的に各種啓発を行います。(再掲)	人権推進課
高齢者が介護の必要な状態になったとき、住みなれた家や地域で自立して暮らし続けられるように、介護保健事業を推進します。	高年介護課
高齢者を介護している家族等を支援するため、家族介護教室や家族介護者交流事業などの充実努めるとともに、介護者が問題を抱え込まないようにするため、困ったときに身近で相談ができ、専門機関で適切な支援が受けられるような体制の整備を進めます。	高年介護課
地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等の相談、高齢者の権利擁護や高齢者虐待への対応、介護給付に関するマネジメント、介護予防マネジメントを行い、高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援します。	高年介護課
地域全体で高齢者を支えあう意識づくりを進めるため、ボランティア活動や社会福祉協議会の地域福祉活動を推進し、女性や特定の人に偏らない介護を地域で考える体制づくりを図るとともに、地域で介護について学び、理解を深める場の提供に努めます。	高年介護課 市民協働ふれあい課 福祉総務課
ファミリー・フレンドリー企業の啓発・普及などに努め、仕事と子育て・介護の両立が可能な職場環境の整備を推進します。(再掲)	産業振興課
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。(再掲)	産業振興課

(3) 男性の家庭生活への参画促進

施策の内容・方向性	担当課
家庭内で家事・育児・介護などの家庭における役割や責任を男女がともに担い、支えあっていくために、「男性が家庭生活に関わることは特別なことではない」という意識づくりを目的に各種啓発を行います。(再掲)	人権推進課
男性向けのクッキング教室など、男性の視野を広げ結果的に意識改革を図るための男女共生セミナーを開催します。(再掲)	人権推進課
男性の家庭生活への参画を容易にするためにも、男性を対象とした家事や子育て、介護に関する教室の開催に努めます。	人権推進課 こども財産課 高年介護課
男性が参加しやすい育児などに関する事業を推進するとともに、現在子育てに取り組んでいる男性に対する支援について検討し、実施します。(再掲)	こども財産課
事業主や労働者に対して、育児・介護休業制度に関する情報提供を実施し、その周知を図るとともに、育児・介護休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境づくりに努めるように啓発を行います。(再掲)	産業振興課
羽曳野市自体が仕事と家庭生活が両立できる事業体のモデルとなるように、関係各課の連携のもと、「羽曳野市特定事業主計画」を推進します。	人事課 関係各課

■市民や事業所の取り組み

- ・子育てや介護などを支援するサービスについて理解を深め、自分のライフスタイルに合ったサービスを有効的に活用しましょう
- ・地域社会における子育て支援や介護支援に理解を深め、地域での子育て支援に関する取り組みや、多世代の交流や地域福祉に関する取り組みなどに積極的に参加、参画しましょう
- ・家庭では、家族みんなで家事をしましょう
- ・家族で家事・子育て・介護について話し合う機会を持ちましょう
- ・男性の家庭生活への参画について、男女とも認識を高めましょう
- ・男性も家事、子育て、介護などができるように、必要な技術を習得しましょう
- ・事業所は、地域の一員として、地域での子育て支援や介護支援に関する取り組みや多世代の交流や地域福祉に関する取り組みなどに積極的に参加、参画しましょう

- ・事業所は、すべての男女が育児・介護休業制度^{*}を利用しやすい環境を整えましょう
- ・事業所は、労働者が仕事と家庭生活を両立できるように、労働時間の短縮やフレックスタイム就業制度などの充実に努めましょう

基本課題4 地域社会での男女共同参画の推進

■現状と今後の方向性

自治会やPTAなど地域生活の中で活躍する女性が多い一方、社会活動への参加の障害要因について見ると、「子どもに手がかかる」や「世話の必要な病人、高齢者がいる」など家庭生活に関する項目を挙げる女性も多く、「女性は家庭」という性別役割分担意識*が原因となっていることがわかります。

また、地域活動や自治会組織の長や代表となる女性の割合は低く、地域社会で女性の方針決定過程への参画が進んでいないことがうかがえます。

団塊の世代の多くが定年を迎え、働く場から地域社会で多くの時間を過ごすようになる中、多くの市民が男女を問わず地域活動に参画し、地域社会から男女共同参画を実現していくことが重要です。

今後は、地域の一員としてすべての男女が地域活動に参画できるように、「地域福祉計画」などに基づいて、意識啓発や活動拠点の整備、人材育成などの男女が共に地域活動や地域福祉を担うことができる環境づくりを進めるなど、市民と行政の協働による取り組みや市民活動を、男女共同参画の視点に立って推進します。

また、自治会やPTA、市民団体など地域活動組織において、方針決定の場への女性の参画などを図るとともに、地域社会から男女共同参画を実現していくために、男女共同参画社会の推進を活動分野とする団体への情報提供や、それら団体間の交流促進を図るためのネットワークづくりを進めます。

さらに、エコ活動などの環境分野や防災分野など人々の暮らしの改善に直接つながる分野についても、男女共同参画の視点に立って、男女がともに協力して取り組む必要があります。

■行政の取り組み

(1) 地域社会での男女平等意識の醸成と地域活動への参画促進

施策の内容・方向性	担当課
自治会やPTA、市民団体、ボランティア団体や NPO 団体に対し、それぞれの団体の運営に係る意思決定等について、女性の参画がしやすい環境づくりのため、女性の加入促進や男女共同参画に関連する研修会の案内など、啓発活動を行います。(再掲)	市民協働ふれあい課 学校教育課 関係各課
市民活動や市民と行政の協働に関する取り組みを、男女共同参画の視点に立って推進します。	市民協働ふれあい課 関係各課
多くの市民が男女を問わず地域活動や市民活動に参画できるように、意識啓発や活動拠点((仮)市民公益活動支援センター)の企画・立案、人材育成などの環境づくりを進めます。	市民協働ふれあい課 関係各課
エコ活動などの環境分野や防災分野など人々の暮らしの改善に直接つながる分野については、男女がともにそれらの活動に参画できるように、その取り組みを推進します。	市民協働ふれあい課 環境衛生課 危機管理室 関係各課
働く意思のある定年退職後の男性や、活力ある女性の人材把握に努め、地域活動への参画を促進します。	

■市民や事業所の取り組み

- ・性別や年齢にとらわれず、地域活動に積極的に参加・参画し、地域社会を活性化させましょう
- ・自分の地域を見直し、地域での助け合い、思いやりの意識を高めましょう
- ・自治会や各種団体などでは、男女がともに地域活動の参加・参画できる組織づくりに努めましょう
- ・事業所は、労働者が仕事と地域活動を両立できるように、労働時間の短縮やフレックスタイム就業制度などの充実に努めましょう

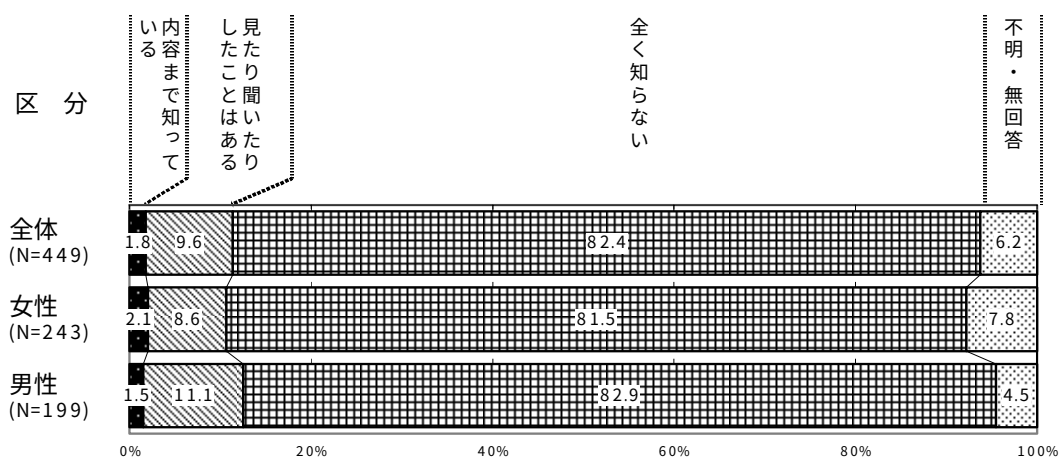
基本目標C すべての男女が安心して暮らせる社会づくり

基本課題1 生涯にわたる健康の保持・増進

■現状と今後の方向性

「いつ、何人子どもを産むか、産まないかを選択する自由」や「安全な妊娠・出産」など、個人、特に女性の性や生殖に関する健康や権利を保障するという考え方である「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※」が、平成6（1994）年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱されました。しかしながら、市民の「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ※」に対する認知状況は低く、その考え方が浸透していないことがうかがえます。

図：「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に対する認知状況（全体・性別）



資料：「男女共同参画に関する市民意識調査」（羽曳野市 平成 18 年）

このような状況の中で、女性が自分の健康について管理・決定することができず、健康が大きく損なわれることが少なくありません。一方、男性についても、「弱音を吐いてはいけない」「家族を養っていかなくてはならない」などの性別役割分担意識※を背景に、うつ病や自殺の増加など深刻な健康問題が起こっています。

また、HIV／エイズ※や性感染症、人工妊娠中絶などが若年層を中心に増加傾向にあり、飲酒や喫煙、薬物乱用も同様に増え続けている中、生命の大切さや健康に関する意識が希薄化しています。

今後は、男女の性をともに理解し、尊重しあう意識を育てるためにも、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ※に関する啓発や情報提供、教育に努めなくてはなりません。また、自分自身を大切にし、相手の心身についても思いやりを持てるように、学校における発達段階に応じた適切な性教育を推進します。

特に性教育については、専門的な知識を持った指導者による取り組みなどを、学校や地域において展開し、子どもに対する性教育もさることながら、大人への正しい性の情報提供や啓発を進めていきます。併せて、次世代がさらにその次の世代を育成することへの希望や、自信をはぐくむために、中学生、高校生が乳幼児とふれあう子育て体験などの充実を図ります。

また、HIV／エイズ※や性感染症などの予防や、薬物乱用対策、喫煙・飲酒対策など健康をおびやかす問題については、学校や地域、保健所などの関係機関との連携を強化し、取り組みを推進します。

さらに、「健康はびきの21」に基づき、生涯にわたる健康の保持・増進のために、男女が自分の心身に関する正しい知識や情報を得ながら、ライフステージに応じた健康づくりを進めます。

■行政の取り組み

(1) 性に関する情報提供と性教育の推進

施策の内容・方向性	担当課
女性が自分自身の健康について、管理・決定できるように、あらゆる機会や媒体を通じて、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の普及・啓発や情報提供を進めます。	人権推進課 保健センター
性教育の推進やHIV／エイズや性感染症に関する正しい理解の浸透については、保護者の理解を得るとともに、各学校に性教育推進委員会等の組織を校務分掌に位置づけ、学習指導要領に基づき、全教職員の共通理解のもと、児童・生徒の発達段階に応じた教材の研究や指導の充実に努めます。	学校教育課
男女がお互いの性を尊重する考え方を身に付けるため、パンフレットやリーフレットの作成や各種講座、講演会を通じて、性と人権に関する意識啓発を推進します。	人権推進課 社会教育課
市民に対して、HIV／エイズや性感染症に関する正しい理解の浸透を図るとともに、差別・偏見を取り除き、感染の予防についての啓発に努めます。	保健センター
中学生や高校生が乳幼児とふれあう子育て体験を実施するなど、次世代がさらにその次世代を育成することへの希望と自信を育むための取り組みを推進します。(乳幼児子育て体験)	学校教育課 こども財産課

(2) ライフステージに応じた健康づくりの推進

施策の内容・方向性	担当課
「健康はびきの 21」計画に基づき、個人の努力とともに、社会全体で個人の主体的な健康づくりを支援し、ライフステージに応じた健康づくり運動を推進します。	保健センター
妊婦やその家族を対象に、妊婦・出産・育児・歯科保健等に関する知識の習得を図るとともに、参加者同士が産後の良き育児仲間となれるよう支援し、母子の健全育成を図るため、マタニティスクールを実施します。	保健センター
育児不安の解消、こどもの心の健全な発達、将来の「かかりつけ医」の確保等を図ることを目的として、妊娠後期から産後 2 か月以内の妊産婦を対象に 1 回のみ無料で小児科医による相談を実施します。	保健センター
乳幼児の時点において、健康診査を実施することにより疾病予防や、早期発見、早期治療を図るとともに、保護者に対し、成長、栄養、育児に対する保健指導相談を実施し、乳幼児の健全な育成を図るため、乳幼児健診等を実施します。	保健センター
疾病の早期発見及び一次予防の取り組みにより、市民の健康増進に資するため、基本健康診査や各種がん検診などの普及に努めます。	保健センター
生理不順、更年期障害、不妊など婦人科を受診すべきかどうか不安を抱えている女性の悩みを解消するため、婦人科相談を実施します。	保健センター
女性が抱える問題は、婦人科のみではなく、精神的なものや美容的なものまで多岐に渡っているため、市の健康相談において、そのような問題に対応できる女性専門相談を実施します。	保健センター
喫煙・薬物乱用等の問題行動については、違法行為であるのみでなく、児童・生徒の健康を著しく害するため、家庭や地域および関係諸機関ならびに校種間の連携を強化し、薬物乱用防止教室や保健の授業等での継続的な指導の徹底を図ります。	学校教育課 保健センター

■市民や事業所の取り組み

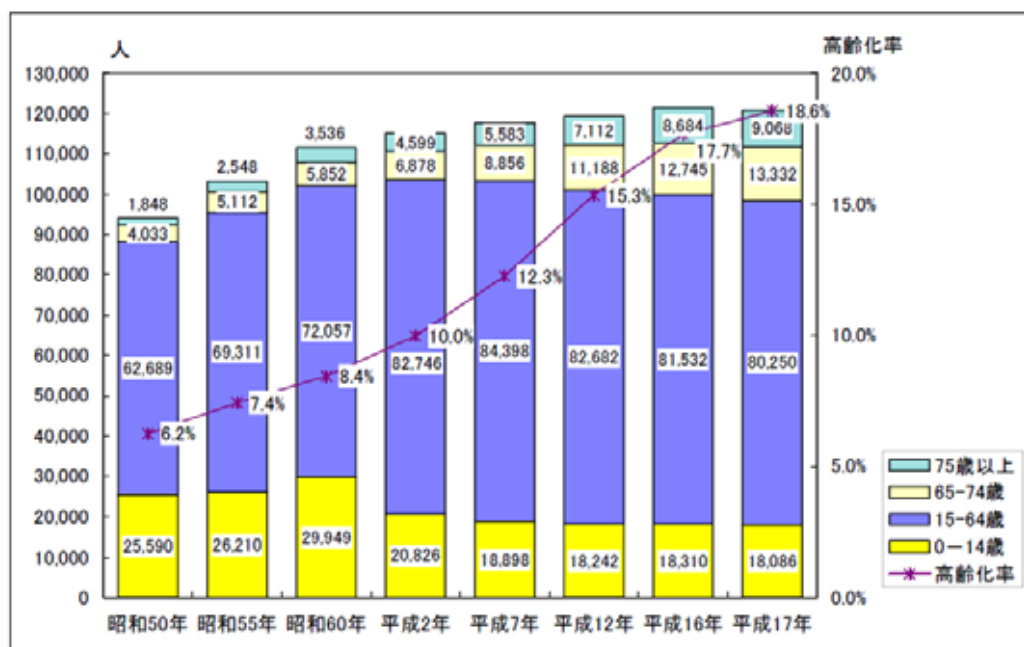
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて興味を持ち、理解を深めましょう
- ・各家庭において、男女がお互いを尊重する性教育をしましょう
- ・H I V/エイズや性感染症について、正確な知識を持ち、偏見をなくしましょう
- ・妊娠・出産期の権利や保障のため、各種情報を積極的に活用しましょう
- ・市民一人ひとりが自身の健康について認識し、それぞれのライフステージに応じた健康づくりに積極的に取り組みましょう

基本課題2 年齢・障害の有無に関わらずすべての男女が安心して暮らせる 環境づくり

■現状と今後の方向性

羽曳野市の高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口の割合）は年々増加傾向にあり、他の自治体同様に高齢化が進行しています。また、障害者の高齢化や、高齢化に伴う障害の重度化、重複化も進んでいます。特に、市民意識調査では、就労や地域社会への参画の阻害要因として、「高齢だから」や「年をとりすぎている」と回答した 60 歳以上の男女が多く、高齢により社会参加を断念している人が多いことがわかります。

図：羽曳野市の人口推移



資料：「第3期高齢者いきいき計画」

また、女性や高齢者を狙ったひったくりや、女性や子どもに対する街頭犯罪などが増加している中、平成 17（2005）年に市が実施した「第5次羽曳野市総合基本計画策定にかかる市民アンケート調査」によると、羽曳野市の将来像としては、「事故、犯罪がなく、災害にも強い「防災・防犯体制の充実したまち」や「高齢者や障害者が安心して暮らせる「保健・福祉・医療の充実したまち」が上位を占めており、多くの市民が安心して暮らせる環境づくりを希望していることがわかります。

性別はもとより、年齢や障害の有無などに関わりなくすべての男女が安心して暮らせる環境づくりは、男女共同参画社会の実現には不可欠な要素と言えます。

今後は、高齢者や障害者を「社会を支える重要な構成員」として捉え、生きがいをもって社会参加ができるよう、「第3期高年者いきいき計画」や「羽曳野市障害福祉計画」（平成14～23年度）に基づいて、学習や交流の場の提供や就業機会の確保・拡大に努め、積極的な社会参加活動を推進するとともに、住宅や福祉施設等の整備・充実を図ります。

また、年齢・障害の有無などにかかわらず、男女が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、「大阪府福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づいた公共施設などのバリアフリー化や、交通機関の利便性向上など、生活環境や社会基盤の整備・充実を進めていきます。

さらに、防犯意識の向上や防犯灯の整備など防犯対策に取り組むなど、安心して暮らせるまちづくりを、男女共同参画の視点に立って推進します。

■行政の取り組み

(1) 高齢者や障害者などの福祉・就労の充実

施策の内容・方向性	担当課
「第3期高齢者いきいき計画」などに基づいた、高齢者保健福祉サービスや介護サービスの充実を図ります。	高年介護課
高齢者が介護を要する状態にならないための介護予防を推進します。	高年介護課 関係各課
地域包括支援センターにおいて、高齢者や家族等の相談、高齢者の権利擁護や高齢者虐待への対応、介護給付に関するマネジメント、介護予防マネジメントを行い、高齢者の住み慣れた地域での生活継続を支援します。	高年介護課
人権尊重の理念のもと、高齢者の尊厳に配慮した支援システムを構築するため、高齢者虐待の防止、身体拘束ゼロに向けた対策、認知症高齢者に関する対策など総合的な対策を講じます。	高年介護課
男女の区別なく、高齢者が主体的な選択と判断のもとに地域社会とのかかわりをもちながら多様な活動に積極的に参加できるよう、情報の提供、相談助言などを行い、生きがいづくりを促進します。	高年介護課 関係各課
シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者の経済的自立のための就労支援や、働く場の確保に努めます。	高年介護課
障害者自立支援法や「羽曳野市障害福祉計画」(平成14～23年度)に基づいた、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の充実を図ります。	福祉医療課
障害者が地域での生活を送るために、身近な地域での生活をささえられるような居宅サービスの充実や、グループホームやケアホームの整備や確保に努めるとともに、小地域ネットワーク活動や「ふれあいネット雅び」などの活動による身近な地域における支援体制の充実を図ります。	福祉医療課
障害者の福祉サービスに関する情報については、障害種別などに配慮した情報提供方法を充実していきます。また、地域自立支援協議会を通じた相談支援ネットワークの構築や専門職員による相談支援機能の強化を進め、男女の区別なく、障害者が気軽に利用できる相談窓口の整備を図ります。	福祉医療課
障害者の就労機会を拡大するため、関係機関と連携し、雇用に関する相談体制や情報提供の充実に努めるとともに、在宅における職業環境および職業訓練の充実や、一般就労に繋がる福祉的就労への支援に努めます。	福祉医療課

(2) すべての人にやさしいまちづくり

施策の内容・方向性	担当課
大阪府の「大阪府福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」等に基づき、高齢者や障害者、妊産婦の方などすべての男女が利用、移動しやすいように、公共施設や交通機関の整備、改善に努めます。	福祉総務課 都市計画課 建築住宅課
高齢者や障害者が地域において、安全に自立した生活を送るため、「第3期高年者いきいき計画」や「羽曳野市障害福祉計画」(平成14～23年度)に基づいて、住宅や福祉施設等の整備・充実を図ります。	高年介護課 福祉医療課
防犯に関する取り組み（防犯意識の向上と防犯対策の推進）	危機管理室

■市民や事業所の取り組み

- ・ 高齢者や障害者は相談窓口を有効に活用しましょう
- ・ 各種制度やサービスについて正確な情報を持ち、有効活用しましょう
- ・ 高齢者や障害者は積極的に地域活動に参加・参画しましょう
- ・ 性別や年齢にとらわれず、地域活動に積極的に参加・参画し、地域社会を活性化させましょう
- ・ 自分の地域を見直し、地域での助け合い、思いやりの意識を高めましょう
- ・ 地域社会で高齢者や障害者を孤立させないように、協力し合いましょう
- ・ ノーマライゼーション※の理念に基づいた福祉のまちづくりへの理解を深めましょう

基本課題3 国際社会への参加・交流

■現状と今後の方向性

国の男女共同参画に関する動きは、国際連合を中心とした世界的な動きからその法整備などが進められ、今日に至っています。政治経済や文化、環境などあらゆる面で、グローバル化が進んでいる中、男女共同参画社会の実現においても、国際社会における取り組みの動向や成果を見逃すことはできません。

また、大阪府の外国人登録者数は約20万人（平成17（2005）年12月末）、羽曳野市においても928人（平成18（2006）年9月末）となっていることから、地域において外国籍を持つ人々との交流や連携が不可欠な状態となっています。

表：羽曳野市における外国人、特別永住者の人口

(単位：人)

		総人口	外国人登録者	特別永住者以外
羽曳野市	男 性	57,511	426 (0.74%)	168 (0.29%)
	女 性	61,987	502 (0.81%)	281 (0.45%)
大阪府		8,820,692	214,630 (2.4%)	—

資料：羽曳野市は平成18年9月末、大阪府の総人口は平成17年12月1日、外国人登録者数は平成17年12月末

さらに、在日外国人女性の中には、日本語を覚える機会などが少なく、生活や子育てなどの面で配慮が必要となる方が少なくありません。

今後は、市民一人ひとりが諸外国の文化や価値観、慣習などとともに女性問題をも理解し、交流を図ることができるように、男女共同参画に関する世界の取り組みなどの学習機会や、情報を提供できる体制づくり努めるとともに、国際交流を進めます。

また、市内在住の外国籍を持つ人が安心して生活できるように、就労や市民生活に関する相談窓口の整備や情報提供に努めるなど、男女共同参画の視点から取り組みを推進します。

■行政の取り組み

(1) 国際交流・協力への女性の参加促進

施策の内容・方向性	担当課
男女共同参画に関する世界の取り組みなどの学習機会や、情報を提供できる体制づくりに努めます。	人権推進課
市内在住の外国籍を持つ人が安心して生活できるように、多言語化などによる行政情報の提供や各種相談窓口の整備、市民公益活動団体による日本語教室の支援などを進めます。	市民協働ふれあい課 関係各課
市民の国際感覚の醸成や、諸外国・外国人との相互理解を促すため、友好都市との交流や内なる国際化のための各種事業を進めます。	市民協働ふれあい課

■市民や事業所の取り組み

- ・男女共同参画に関する世界の取り組みや、世界の女性が抱える様々な問題などについて関心を持ちましょう
- ・外国籍を持つ人が安心して生活できる環境づくりを進めるため、国際交流などの取り組みに積極的に参加・参画し、諸外国の習慣や文化について理解を深めましょう

第5章 プランの効果的な推進に向けて

1. 庁内における推進体制の整備

本プランの内容は、広範・多岐にわたったものになることから、より効果的かつ実効性を持ったものにするため、庁内の密接な連携や横断的な推進を可能とする体制の整備を図り、その充実に努めます。

また、プランの進捗を継続的に確認・審議するための体制も非常に重要となります。計画的かつ効果的にプランに関連する施策の進捗管理をするためにも、今後はできる限り目標の数値化や達成年度を明らかにして、市民を対象とした男女共同参画に関する意識調査などを実施に努め、それらの結果を施策に反映していきます。

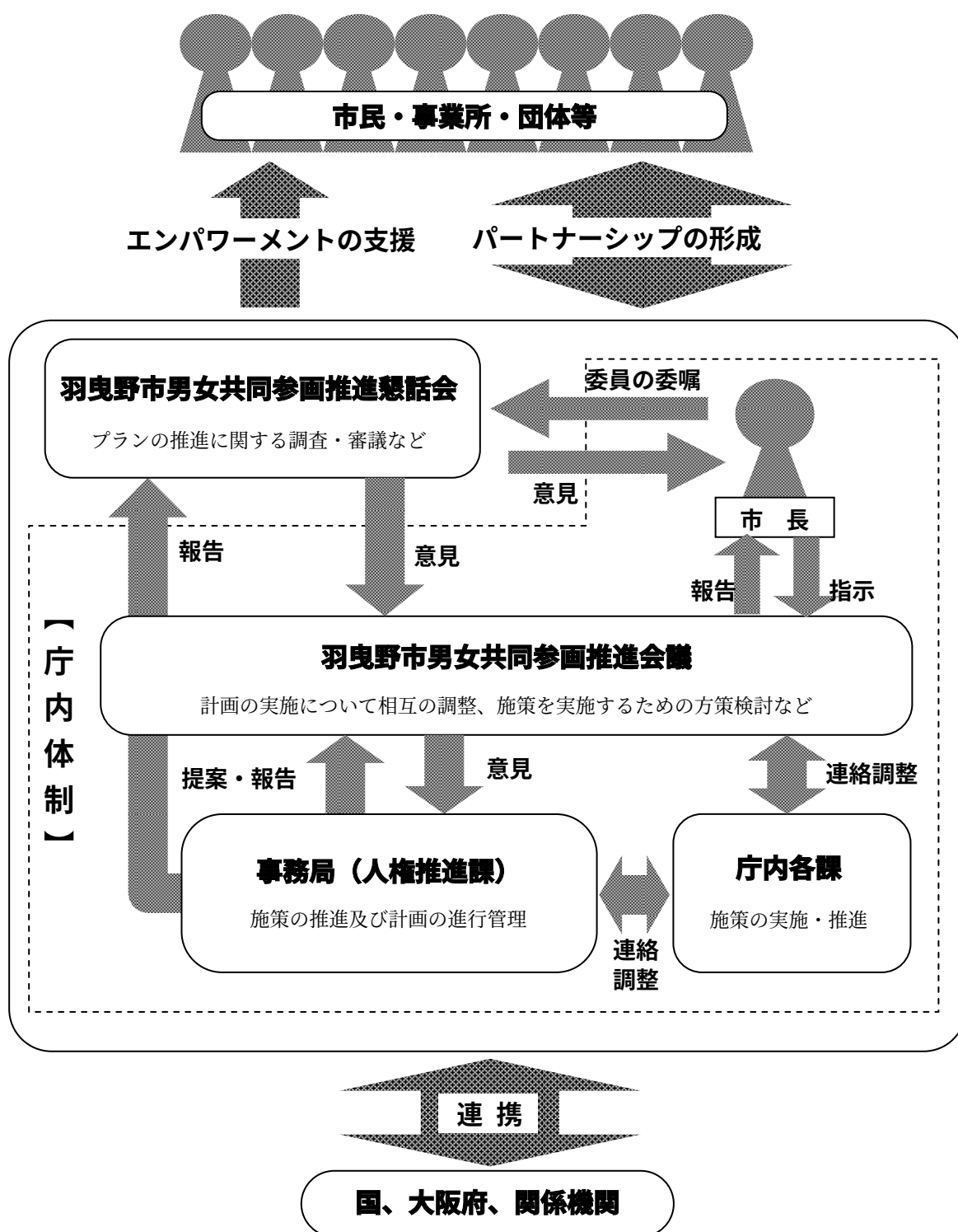
2. 市民とのパートナーシップの形成

市民一人ひとりが男女共同参画に理解を深め、事業所や市民団体など地域のさまざまな主体が、参画・協働してプランの推進に取り組むことが求められています。

今後は、すべての市民のエンパワーメント*の支援を進めることで、市民をはじめとする地域のさまざまな主体と行政がパートナーシップを形成し、本計画で挙げる取り組みを推進していきます。

3. 国、大阪府、関連機関との連携

国や大阪府、関連機関の動向を踏まえて、連携・協力を図りながら、本プランに掲げられた施策を推進していくことはもとより、国や大阪府、関連機関に対して男女共同参画社会の形成に向けた支援施策の拡充を働きかけていきます。



用語解説

【あ行】

■育児・介護休業制度

育児休業とは3歳未満の子を養育するための休業をいい、介護休業とは2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする家族を介護するための休業をいいます。いずれの休業も男女を問わず取得が可能であり、休業申し出や休業をしたことを理由とする解雇は禁止されています。

■HIV/エイズ

HIV(ヒト免疫不全ウィルス)に感染してから、長い潜伏期間を経て発病するとエイズ(後天性免疫不全症候群)になります。エイズとは、生体の免疫機能が破壊されることによって起こる様々な病気の総称です。

■エンパワーメント

一人ひとりが、あらゆる状況などを変えていく力を身につけること。個人的生活について自分で判断し決定していく能力はもちろん、経済力、社会的な意思決定の場での発言力、政策決定への参画などさまざまな自己決定能力を身につけることを言います。

【か行】

■家庭的責任を有する労働者条約(IL0156号条約)

昭和56(1981)年にILO(国際労働機関)総会において採択されました。正式には「男女労働者、とくに家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」という。従来、女性労働者側に一方的にかかっていた家族的責任の比重を、男女労働者共に責任を負うべきものとした考え方を明確にしています。労働時間の短縮、転勤の場合配偶者や子どもについて配慮、パートタイム労働者とフルタイム労働の平等、男女ともとれる育児休暇、看護休暇などを認めることなどが内容に盛り込まれています。日本では平成7(1995)年6月の国会で批准し、平成10(1998)年6月に発効となりました。

【さ行】

■ジェンダー

生まれながらにして決定される生物学的な性別(セックス)に対して、社会通念や慣習などによって作り上げられた「男性像・女性像」による性差観念を「ジェンダー(社会的・文化的な性)」と言います。日常生活の中で期待される「男らしさ、女らしさ」とか、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識も、このジェンダーの一部といわれている。近年では、男女の役割は生まれつき決まっているものではなく、ジェンダーに基づいた固定観念によってつくられたものであるという認識が広がっています。

■女子差別撤廃条約

あらゆる分野における女性の権利を詳細に保障した条約です。国際連合の婦人の地位委員会が6年かけて起草し、昭和54(1979)年の国際連合総会で採択され、昭和56(1981)年に発効しました。昭和51(1976)年からの「国連婦人の10年」の成果の1つです。この条約は、人類の発展、平和が真の男女平等実現のうえに初めて招来されること、性による役割分担論の克服などを条約採択の動機として掲げています。また、女性差別は、既婚・未婚を問わず、性に基づく区別や除外、制約であって、いかなる分野においても男女の平等を基礎とする、と定義されました。

日本は、昭和60(1985)年にこの条約を批准しています。この条約を受けて、その後、男女雇用機会均等法、育児休業法などの法律が制定されることになりました。

■性別役割分担意識

性別役割分担意識とは「男は仕事、女は家庭」というふうに、性別によって固定的に役割を分ける考え方です。この考え方は個人の生き方を性によって狭めるものとして問題視され、女性問題解決のための課題とされています。

■セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）

相手方の意に反したり、また、他の者を不快にさせる性的な、あるいは性差別的な性質の言動をいい、それにより勉学・課外活動・研究・就労を遂行する上で一定の不利益を与えたり、環境を著しく悪化させることを意味します。特に、職務上または研究・教育上の優位な地位や力関係を利用して行われる場合が多くあります。また、優位な地位や力関係が働かない場面においても起こり得るものです。

セクシュアル・ハラスメントは、男性から女性に対してなされる場合が最も多いが、女性から男性への場合、あるいは同性間でも問題となります。

【た行】

■男女共同参画社会基本法

(平成11(1999)年6月施行)

個人の尊重と性差別の撤廃を基本に、男女が共に対等なパートナーとして家庭生活や社会活動などあらゆる分野で責任を分かち合うことを定めた法律です。「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「政策への立案及び決定への共同参画」「国際的協調」の5つを基本理念に据え、国や地方自治体そして国民一人ひとりの果たすべき役割と責任を求めています。

■男女共同参画基本計画・男女共同参画基本計画（第2次）

政府の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、平成12(2000)年12月12日に閣議決定されました。現行の計画は、平成12(2000)年策定後の国内外のさまざまな状況の変化に伴い、これまでの男女共同参画に関する取り組みを評価・総括し、平成17(2005)年に「男女共同参画計画(第2次)」として策定されました。

■男女雇用機会均等法

（「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」昭和61(1986)年施行）

平成9(1997)年の改正時における主な改正点は「募集・採用・配置・昇進・教育訓練」については、「努力義務」あるいは「一部禁止」だったものが「禁止」に、機会均等調停委員会での紛争調停は、双方の同意が必要だったものが、女性労働者などの一方の申請だけで受けられるように、企業が行うポジティブ・アクション(積極的格差是正措置・積極的改善措置)に対しては国が援助をする、セクシュアル・ハラスメントに対して事業主に配慮義務が課せられたことなどです。

■ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫やパートナーなど親しい関係の男性から女性に対して向けられる暴力のことです。男性から女性への暴力として問題化されるのは、ドメスティック・バイオレンスが歴史的に形成された、男性の女性に対する政治的・経済的・社会的優位が、私的関係のなかで発現したものとみなされているからです。暴力は、

- 1) 殴る、蹴るなどの身体的暴力
- 2) ことばで傷つける、無視、脅迫、女性関係等による精神的暴力
- 3) 女性から経済力を奪う経済的暴力
- 4) 女性を社会的に隔離したり行動を管理・制限したりする社会的暴力
- 5) 意に反するあるいは屈辱的な性関係の強要・避妊に協力しない等の性的暴力
- 6) 女性への暴力を子どもに見せる、あるいはその逆など、子どもを利用した暴力など、多様な形態をとります。

【な行】

■ナイロビ将来戦略（「西暦2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略」）

国際婦人の10年の最終年にあたる昭和60(1985)年、これまでの活動の評価・見直しと今後に向けての行動計画をつくることを目的とした世界会議（ナイロビにて開催）においてまとめられました。その内容は、あらゆる角度から女性問題を分析し、女性の地位向上のための障害を克服する国内措置を詳しく示唆するものとなっています。

■ノーマライゼーション

一般的には障害者や高齢者などの社会的に不利を受けやすい人々が地域の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方のことを言います。

【は行】

■北京宣言及び行動綱領

第4回世界女性会議にて採択されたもので、12の重大問題領域にそって、女性のエンパワーメントのためのアジェンダ（予定表）を記しています。具体的には、「女性と貧困」「女性の教育と訓練」「女性の健康」「女性に対する暴力」「女性と武力闘争」「女性と経済」「権力及び意思決定における女性」「女性の地位向上のための制度的な仕組み」「女性の人権」「女性とメディア」「女性と環境」「女兒」から構成されています。

■ポジティブ・アクション

積極的格差是正措置、あるいは積極的改善措置とも言い、社会の様々な分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女いずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

【ま行】

■メディア・リテラシー

様々なメディアからの情報を主体的に選択し、読み解き、活用できる能力や、メディアを適切に選択し、発信できる能力のことを言います。

【ら行】

■リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康／権利）

平成6(1994)年にカイロで開かれた国際人口・開発会議において提唱された概念で、「いつ、何人子どもを産むか、産まないかを選択する自由」「安全で満足のある性生活」「安全な妊娠・出産」「子どもが健康に生まれ育つこと」など、個人、特に女性の性や生殖に関する健康や権利を保障するという考え方です。また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

■労働基準法

労働条件に関する基本法規であり、日本国憲法第27条第2項（勤労条件の基準）に基づき労働者が人たるに値する生活を営めることを目的として必要な労働条件の最低基準を定めた法律です。

資料編

1. 羽曳野市男女共同参画推進懇話会における審議経過

回数	開催年月日	審 議 経 過
第1回	平成18（2006）年 10月10日（火） 羽曳野市役所本館3階 市長会議室	・委嘱状の交付 ・懇話会座長、副座長の選出 ・アンケート結果による羽曳野市における現状と課題の報告 ・自由意見交換 ・今後のスケジュールについて説明
第2回	平成18（2006）年 11月21日（火） 羽曳野市役所別館3階 第3会議室	・「はびきのピーチプラン」関連施策に関する課題の報告および検討 ・新たな男女共同参画プランの体系についての検討 ・市民による懇談会傍聴についての検討
第3回	平成18（2006）年 12月19日（火） 羽曳野市役所別館3階 第1・2会議室	・新たな男女共同参画プランの体系についての各委員からの意見・提案の確認 ・新たな男女共同参画プラン策定にあたっての提言骨子の検討
第4回	平成19（2007）年 2月1日（木） 羽曳野市役所議会棟 第2委員会室	・新たな男女共同参画プラン策定にあたっての提言案の検討

２．羽曳野市男女共同参画推進懇話会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学 識 経 験 者	◎ 齊 藤 素 子	四天王寺国際仏教大学 教授
学 識 経 験 者	○ 友 廣 信 逸	奈良大学 助教授
有 識 者	森 山 順 子	NPO 法人女性と子どものエンパワメント関西
保健福祉関係	佐 藤 滋	藤井寺保健所 所長
福 祉 関 係	岡 田 守 弘	羽曳野市社会福祉協議会 事務局長代理
労働雇用関係	比良井 常夫	河内柏原公共職業安定所 所長
労働雇用関係	堀内 美知代	羽曳野市商工会女性部 部長
地域活動関係	柏 樹 實	羽曳野市連合区長会 幹事
教育・地域関係	内 本 令 子	青少年指導員連絡協議会 副会長
教 育 関 係	松 永 信 晃	羽曳野市校長会
教 育 関 係	服 部 由 美	羽曳野市 PTA 連絡協議会 書記
安全・保全関係	櫻 木 晴 代	大阪府富田林子ども家庭センター 主査
福 祉 関 係	水谷 眞貴子	羽曳野市介護者家族の会 副会長
女性活動関係	木村 眞知子	羽曳野市婦人団体協議会 会長
人 権 関 係	下 村 愛 子	羽曳野市人権擁護委員

◎：座長、○：副座長

3. 羽曳野市男女共同参画推進懇話会要綱

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の実現をめざす総合的な施策の推進に資するため、羽曳野市男女共同参画推進懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に提言する。

- (1) 男女共同参画に関する施策のあり方についての基本的な考え方及び方向性
- (2) 男女共同参画社会の実現を図るために必要な課題の把握

(組織)

第3条 懇話会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による提言が行われるまでとする。

(座長)

第5条 懇話会に、座長を置き、委員の互選によりそれを定める。

2 座長は懇話会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて座長が召集し、座長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民人権部人権推進課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月16日から施行する。